

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画

改訂版

令和4年3月

鱒ヶ沢町

目次

第1章 計画の目的等	
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の対象範囲	2
3. 計画期間	4
第2章 鱒ヶ沢町の概要	
1. 鱒ヶ沢町の概要	5
(1) 町の沿革	5
(2) 位置・地勢等	5
(3) 交通	5
(4) 土地利用	5
2. 人口の現況、将来人口推計	6
(1) 人口・世帯数	6
(2) 人口の将来推計	7
3. 財政の状況	8
(1) 歳入	8
(2) 歳出	9
(3) 財政指標の推移	10
4. 公共施設等の維持管理・更新に係る費用	12
(1) 公共施設（普通会計）の投資的経費の状況	12
(2) インフラ資産の投資的経費の状況	13
第3章 公共施設等の現状	
1. 公共施設（建物）の整備状況	15
(1) 公共施設（建物）の保有数量	15
(2) 一人当たりの公共施設の延床面積	16
2. 建築年別公共施設（建物）の整備状況	18
(1) 建築年別公共施設（建物）の整備状況	18
(2) 老朽化の状況	19
(3) 耐震化の状況	22
3. インフラ施設の整備状況	23
(1) 道路の整備状況	23
(2) 橋梁の整備状況	23
(3) 上水道等施設の整備状況	25
(4) 下水道等施設の整備状況	26
(5) 建築年別インフラ施設（建物）の整備状況	27
第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み	
1. 公共施設（建物）の維持管理・更新等に係る費用算定	31
(1) 建替えコストの考え方	31
(2) 大規模修繕コストの考え方	34
(3) 公共施設（建物）の投資的経費・維持補修費の見通し	36
(4) 本町における公共施設マネジメントの内容	36

2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定	38
(1) インフラ資産の更新コストの考え方	38
(2) インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の見通し	41
(3) インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の総額	41
(4) 本町における公共施設マネジメントの内容	42
3. 対策による費用縮減効果の検証	43

第5章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	45
(1) 現状や課題に関する基本認識	45
(2) 基本目標	46
(3) 公共施設等の管理に関する基本方針	47
(4) 公共施設の保有量の縮減	49
(5) 公共施設の縮減目標	50
2. 施設類型ごとの管理に関する基本方針	51
(1) 行政系施設	51
(2) 住宅系施設	53
(3) 子育て支援系施設	55
(4) 学校教育系施設	57
(5) 社会教育系施設	59
(6) スポーツ・レクリエーション系施設	60
(7) 保健・福祉系施設	61
(8) 町民文化系施設	62
(9) 産業系施設	63
(10) 公園施設	64
(11) 供給処理施設	66
(12) その他施設	67
(13) 道路・橋梁	68
(14) 上水道等施設	69
(15) 下水道等施設	70
3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の検討	71
(1) 全庁的な取組体制の構築	71
(2) 専門組織による公共施設等総合管理計画の検討	71
(3) 町民との情報共有と協働体制の構築	72
(4) 民間活力の活用検討	72
(5) 公共施設等の情報管理・情報共有	72
(6) フォローアップの実施方針	73

第 1 章 計画の目的等

1. 計画の背景と目的

鱈ヶ沢町では、まちづくりの将来像として、『人が紡ぎ 結び 集う ふるさとあじがさわ 』～地域を再生し後世に継承するために～と、鱈ヶ沢町総合計画に掲げ、持続可能な郷土創（つく）りに努めています。

中央自動車道の笹子トンネル天井板崩落事故（平成 24 年）や九段会館の天井崩壊（平成 23 年）等により、公共施設の安全性など老朽化対策は全国的に大きな課題となっていることから、本町においても、平成 29 年 2 月に「鱈ヶ沢町公共施設等総合管理計画」（以下、「前計画」とします）を策定しました。

前計画では、公共施設等の全体を把握することにより、将来の町の姿を見据え、戦略的・計画的に更新・統廃合・長寿命化等を行い、公共施設等に係るコストと便益を最適な状態で保有、運営、維持するため、長期的な視点を持って公共施設等の総合的かつ計画的な管理の方向性が示されています。

本町では、前計画に基づいて、個別の施設の維持管理・施設再編等のあり方について定めた、「鱈ヶ沢町 統合インフラマネジメント基本計画（令和 2 年 2 月）」を公共施設の個別施設計画として定めて、公共施設マネジメントを推進してきたところです。

今回、総務省・青森県からの指導もあって、前計画策定後の個別施設計画における方針や公共施設マネジメントの実態を踏まえて、前計画を改訂して「公共施設等総合管理計画 改訂版」を策定することとなりました。

2. 計画の対象範囲

(1) 計画の対象

本計画の対象施設は、町が保有・管理する公共施設のうち、以下のような建築系の公共施設（建物）と土木系公共施設（インフラ）とします。

- ① 建築系公共施設（建物）
- ② 土木系公共施設（インフラ資産）

(2) 計画の位置付け

本町の計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画（平成 25 年 11 月）」に基づく行動計画にあたるもので、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（平成 26 年 4 月）」を踏まえて、町が保有する個々の公共施設等の個別計画の上位計画として位置づけられ、今後の公共施設等の管理に関する基本方針として、現計画を改訂するものです。

また、具体的な公共施設等の維持管理等の基本計画として定めた、「個別施設計画」等の具体計画との整合を図ることとします。

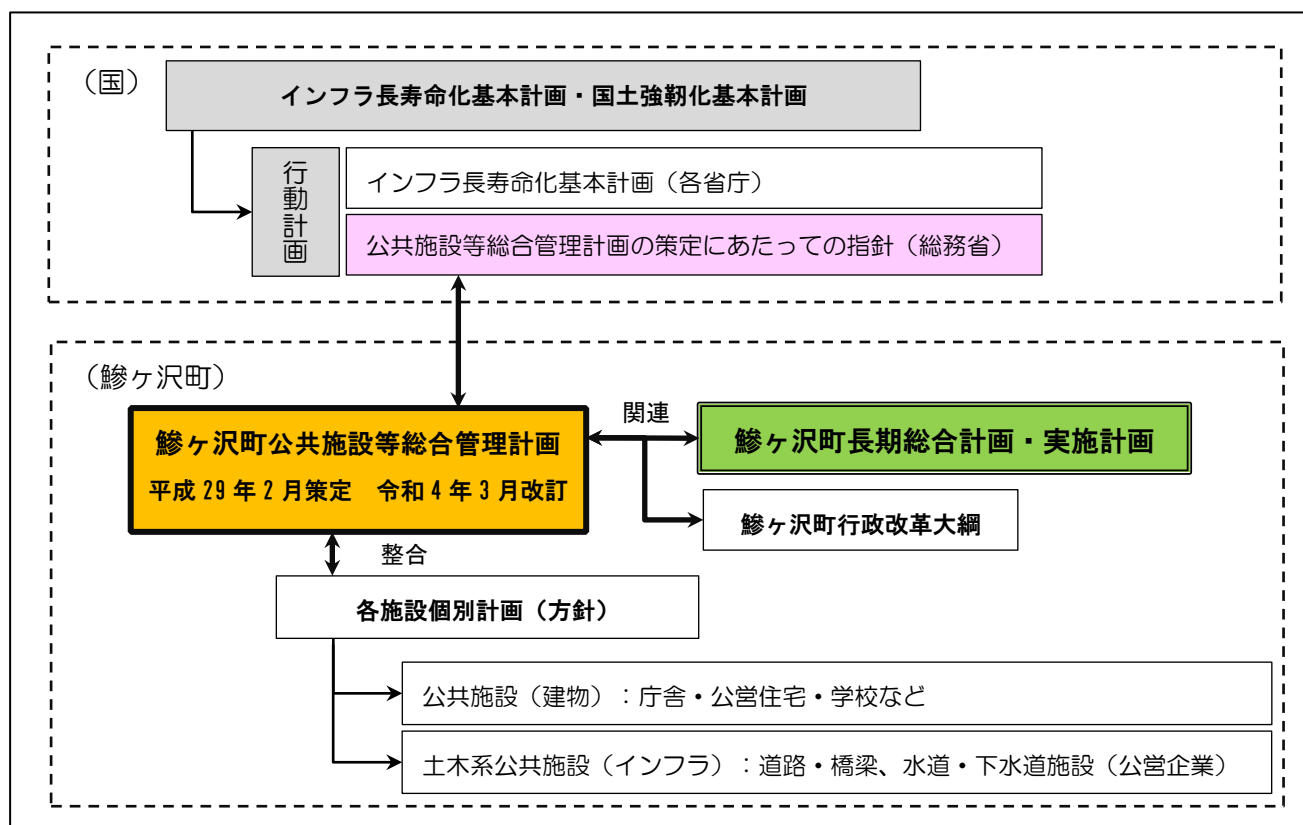


図 1.2.1 公共施設等総合管理計画の位置付け

(3) 対象施設の分類

本計画で対象とする施設は、その利用区分を考慮し、表 1.2.1 のとおり大分類 16 分類（建物 12 分類・インフラ 4 分類）に分けて整理、集計しています。この分類は、本計画における分析の視点から行ったもので、一般的な公共施設の分類をなすものではありません。

表 1.2.1 主な対象施設の分類

分類		主な施設
建物 (ハコモノ)	①行政系施設	町役場、消防署・屯所、除雪センター
	②住宅系施設	公営住宅、教員住宅等
	③子育て支援系施設	保育所・こども園
	④学校教育系施設	小学校、中学校、給食センター
	⑤社会教育系施設	勤労青少年ホーム、日本海拠点館
	⑥スポーツ・レクリエーション系施設	勤労者体育センター、スキー場、スポーツセンター、相撲場、青少年旅行村、キャンプ場、体験実習施設、滞在型農園施設
	⑦保健・福祉系施設	保健福祉センター
	⑧町民文化系施設	集会所、公民館、生活改善センター、コミュニティセンター、農村婦人の家、林業センター、営農総合研修所、老人憩の家
	⑨産業系施設	生産物直売所、海の駅、ふ化場、養殖場、水産加工施設、木材工芸品等加工施設
	⑩公園施設	管理棟、野外ステージ、休憩所、東屋、公衆トイレ
	⑪供給処理施設	水産廃棄物処理施設
	⑫その他施設	斎場、公衆トイレ、普通財産
インフラ	①道路	道路舗装部
	②橋梁	橋梁
	③上水道施設	水源地、浄水場、ポンプ場
	④下水道施設	浄化センター、排水処理施設

資料：鱒ヶ沢町 インフラマネジメント基本計画（令和2年2月）

(4) 公共施設の集計

公共施設の集計は、複数の棟別に区分される建物を一つの施設として整理しました。
(例えば、〇〇小学校は、校舎、体育館などを一つの施設としています。)

(5) 作成にあたっての情報収集方法

令和2年2月に策定した「鱒ヶ沢町 インフラマネジメント基本計画」における建物情報(種類、建築年、経過年数、延床面積、構造等)を元に、その後の施設再編等について修正して、令和2年度末の情報に整理を行いました。

3. 計画期間

本計画は、公共施設の寿命が数十年に及び中長期的な視点が不可欠であり将来の公共施設の更新等に必要経費の見通しは鱒ヶ沢町インフラマネジメント基本計画における令和4年度(2022年度)から令和43年度(2061年度)までの40年間の将来推計に基づき策定しました。

計画期間は令和4年度(2022年度)から令和13(2031年度)までの10年間とし、財政状況や社会情勢の変化、制度変更などを踏まえて、必要に応じ適宜見直しを行います。

第2章 鱒ヶ沢町の概要

1. 鱒ヶ沢町の概要

(1) 町の沿革

本町の歴史は古く、1491年に津軽藩 始祖大浦光信公が種里に入部したことから、津軽藩発祥の地とされています。また、藩政時代には津軽藩の御用港として栄え、北前船の往来で繁栄を極めました。

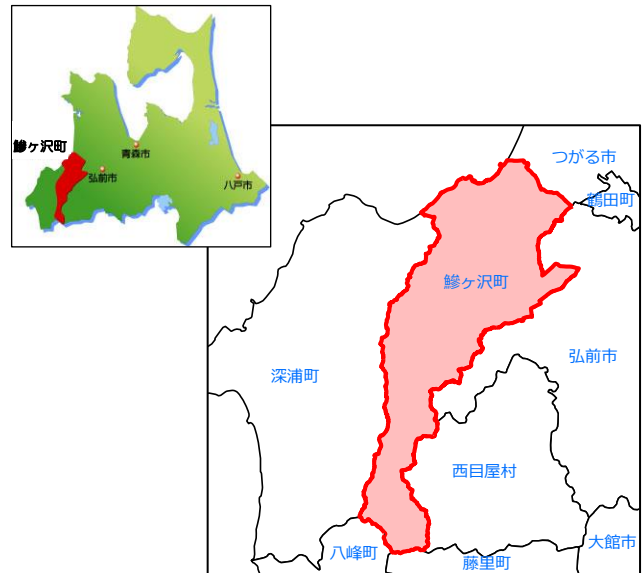
本町は、1889年（明治22年）4月1日、町村制の施行により、田中町、七ッ石町、米町、本町、浜町、新町、釣町、漁師町、新地町、富根町、淀町が合併して「鱒ヶ沢町」が発足しました。

その後、1955年（昭和30年）3月31日に赤石村、中村、鳴沢村、舞戸村と合併し、現在の鱒ヶ沢町に至っています。

(2) 位置・地勢等

本町は、青森県の西部に位置する日本海に面し、北は日本海、南には世界自然遺産白神山地を有し、秋田県に接しています。東西22km、南北40kmと南北に細長く、総面積は343.08k㎡を有しています。

気候は、日本海に面した海岸部では、対馬海流の影響から積雪が比較的少ないものの、岩木山麓から白神山系に至る山間部は豪雪地帯となっています。



(3) 交通

鉄道は、東日本旅客鉄道（JR 東日本）の五能線が海岸沿いに走り、陸奥赤石駅、鱒ヶ沢駅、鳴沢駅の3駅があります。

バス路線は、国道、県道等を網羅して弘南バスが走っています。

道路は、国道101号、津軽自動車道（鱒ヶ沢道路）及び県道の3号弘前岳鱒ヶ沢線をはじめとする、各県道、主要地方道の主要路線による交通網が整備されています。

(4) 土地利用

町土のおよそ8割は山林で占められており、市街地は海岸線に沿って形成されているほか、町土を流れる赤石川、中村川、鳴沢川の流域におよそ40の集落が点在しています。

また、河川流域に水田地帯、岩木山麓の丘陵地に畑作地帯、鳴沢川流域の平坦部に果樹園が広がっています。

2. 人口の現況、将来人口推計

(1) 人口・世帯数

本町の人口・世帯数の状況を見ると昭和 25 年の 23,626 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年（国勢調査）の世帯数は 3,643 世帯、人口は 9,044 人、1 世帯当たり人員は 2.48 人です。

表 2.2.1 人口・世帯数の推移

年度 (西暦)	総世帯数	人口(人)	1 世帯当 り人員 (人)
昭和 55 (1980)年	4,461	17,402	3.90
60 (1985)年	4,434	16,381	3.69
平成 2 (1990)年	4,346	14,899	3.43
7 (1995)年	4,324	14,077	3.26
12 (2000)年	4,340	13,551	3.12
17 (2005)年	4,239	12,662	2.99
22 (2010)年	4,095	11,449	2.80
27 (2015)年	3,851	10,126	2.63
令和 2 (2020)年	3,643	9,044	2.48

・国勢調査（昭和 55 年～令和 2 年）

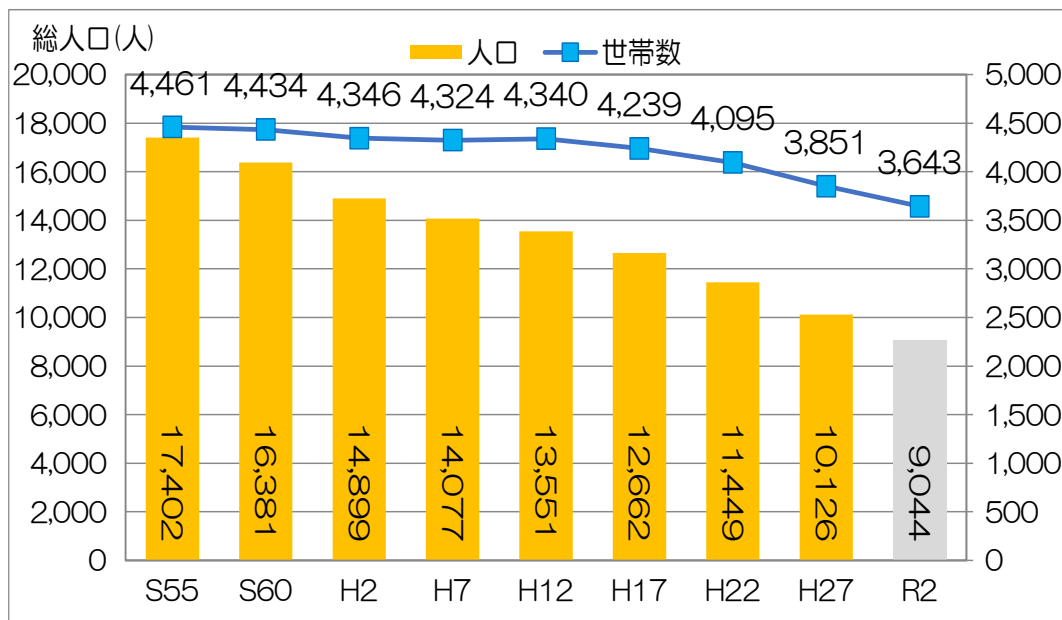


図 2.2.1 人口・世帯数の推移

(2) 人口の将来推計

本町の将来人口については、「第2期 鯉ヶ沢町人口ビジョン（令和2年3月）」の人口推計値を参照しています。

これによると、約25年後の令和27年の人口は5,101人（令和2年比：43.9%減）と推計されます。また、令和2年の年少人口は18.7%、生産年齢人口は42.0%、老年人口は39.3%の構成比と推計されます。

表 2.2.2 将来人口推計

年齢	実績値				推計値			
	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	令和2年 (2020)	令和7年 (2025)	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)	令和27年 (2045)
総数	11,449	10,126	9,094	8,202	7,349	6,581	5,717	5,101
年少人口比率	10.1%	8.4%	13.8%	16.1%	18.3%	21.1%	20.7%	18.7%
生産年齢人口比率	55.4%	51.8%	53.1%	48.1%	43.8%	39.2%	38.7%	42.0%
老年人口比率	34.5%	39.8%	33.1%	35.8%	37.9%	39.7%	40.6%	39.3%

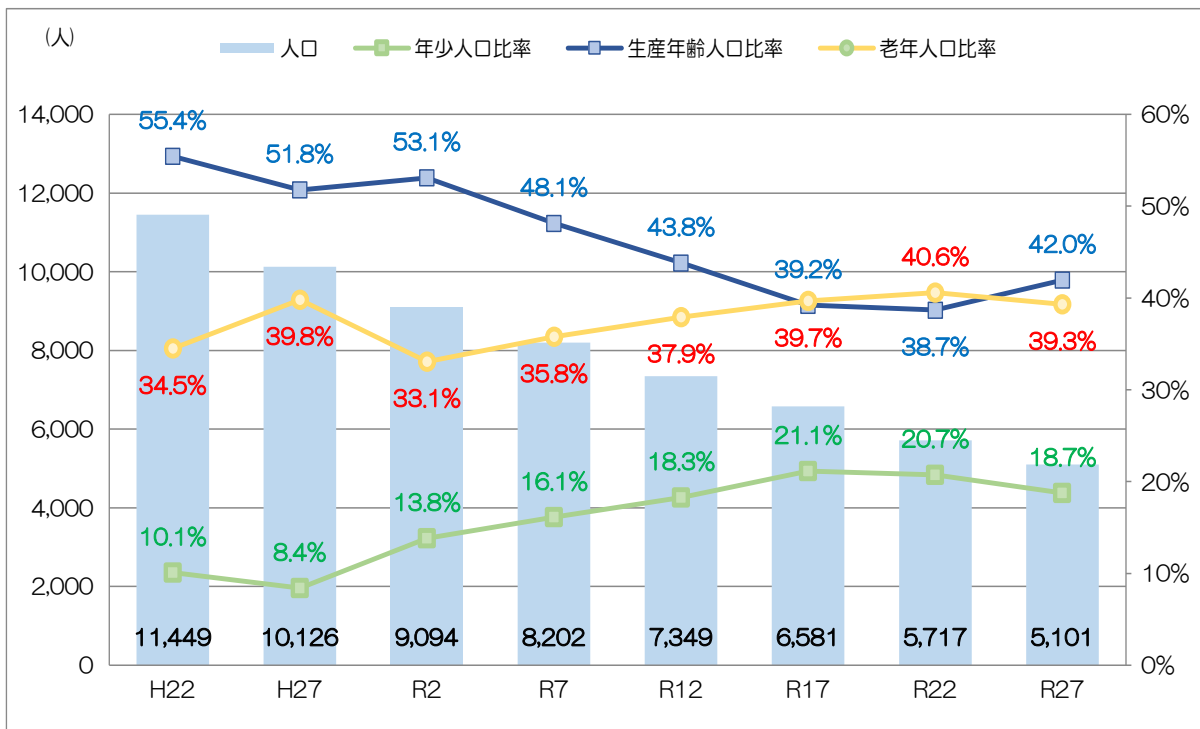


図 2.2.2 将来人口推計

3. 財政の状況

(1) 歳入

本町の令和元年度普通会計の歳入決算額は、合計で約 72.0 億円となります。過去 10 年においては概ね 70 億円前後で推移しています。

令和 1 年度の歳入決算額の内訳をみると、自主財源の割合が 2 割以下で、依存財源の割合が 8 割以上に達しています。町税につきましては、人口の減少に伴い微減の推移をたどっています。

表 2.3.1 歳入決算額の推移（百万円）

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
地方税	798	806	781	789	789	760	786	796	789	803
交付税	4,126	4,110	4,072	3,974	3,792	3,741	3,585	3,466	3,379	3,388
国補助	1,055	599	400	488	811	682	605	609	537	622
県補助	414	418	425	420	513	479	493	452	446	490
地方債	649	1,490	481	792	643	483	1,010	524	493	615
譲与税	72	78	73	69	67	70	63	64	64	71
その他	469	482	482	446	613	726	867	899	1,244	1,214
歳入計	7,583	7,983	6,714	6,978	7,228	6,941	7,409	6,810	6,952	7,203

資料：町決算統計（平成 22～令和 1 年度）

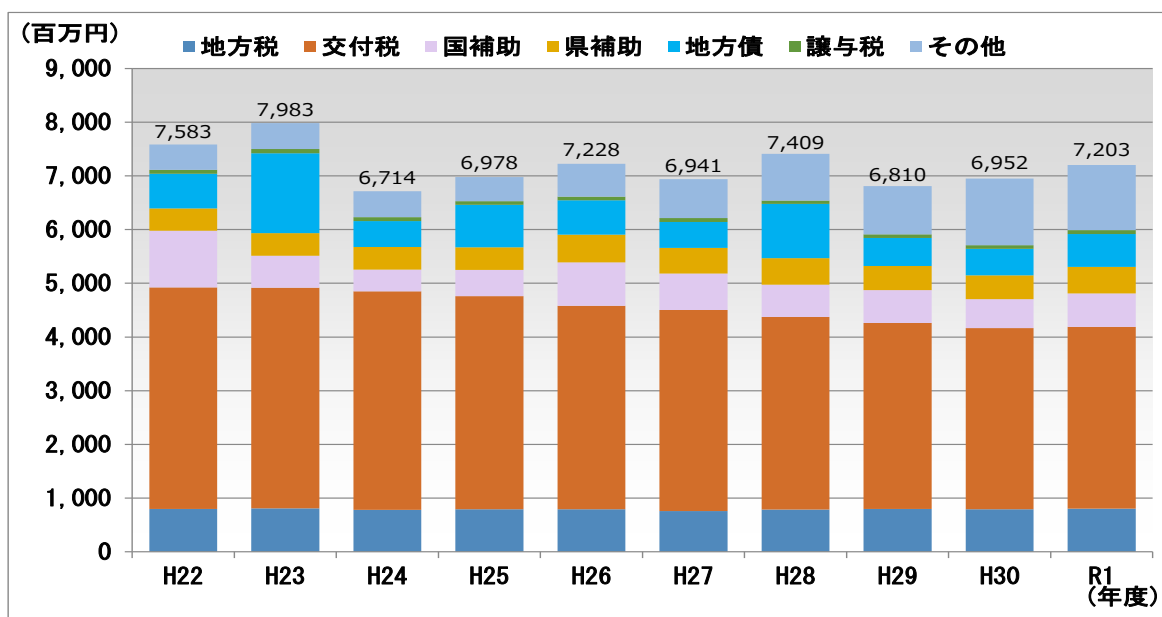


図 2.3.1 歳入決算額の推移（構成比）

(2) 歳出

本町の令和1年度普通会計の歳出決算額は、合計で約71.1億円となります。

過去10年の平均では、公共施設等の整備の財源となる普通建設費は約4.1億円/年で歳出全体の約5.8%を占めています。

扶助費は平成25年度までは毎年横ばいでしたが、平成27年度は増加傾向であり、今後とも増加が予想され、普通建設費に充当される財源の確保は、益々厳しくなるものと見込まれています。

表 2.3.2 歳出決算額の推移 (百万円)

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度
人件費	1,237	1,251	1,204	1,188	1,182	1,166	1,142	1,113	1,074	1,066
物件費	616	612	600	618	740	804	881	794	880	909
維補費	102	183	194	137	143	115	159	160	149	94
扶助費	770	787	781	787	859	876	926	905	893	863
補助費	1,074	1,435	1,160	1,192	1,369	1,226	1,255	1,339	1,435	1,419
公債費	1,822	1,703	1,578	1,367	1,247	1,159	931	927	881	927
繰出金	887	867	852	820	860	904	881	824	835	847
普建費	816	316	101	207	279	256	996	365	226	578
その他	677	957	235	425	419	315	150	293	504	407
歳出計	8,001	8,111	6,705	6,741	7,098	6,821	7,321	6,720	6,877	7,110

資料：町決算統計（平成22～令和1年度）

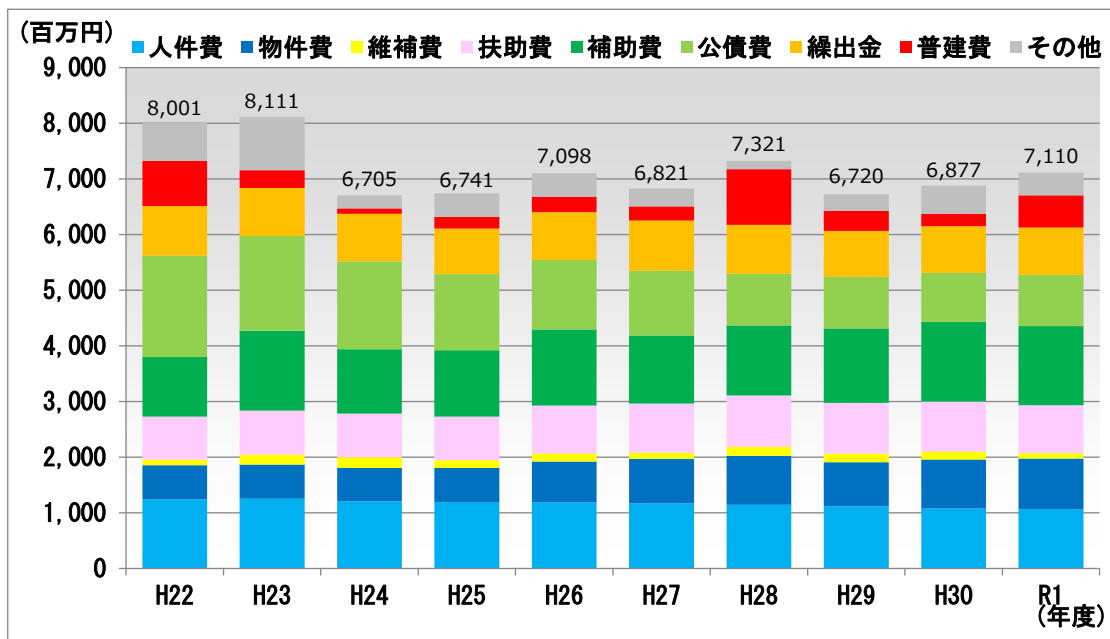


図 2.3.2 歳出決算額の推移 (構成比)

(3) 財政指標の推移

1) 財政力指数 ※¹

財政力指数は、平成 22 年度から令和 1 年度にかけてやや上向きで推移しています。県内市町村平均と比較すると約 4 割低めの値です。

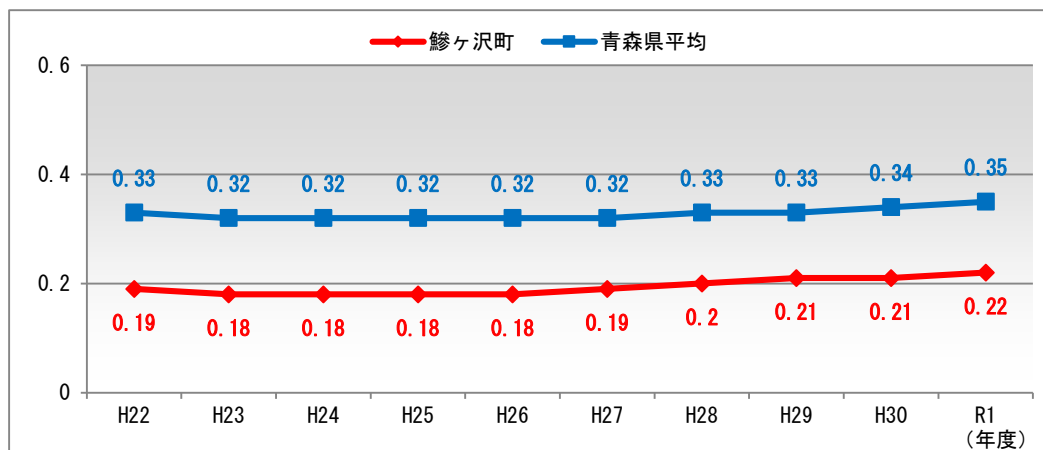


図 2.3.3 財政力指数

2) 経常収支比率※²

罪状収支比率は、年によって変動はありますが、平均すると 96%程度で、ほぼ横ばい傾向を見せています。

県内市町村平均は近年増大傾向にあり、本町の値との差は徐々に縮まる傾向を見せています。

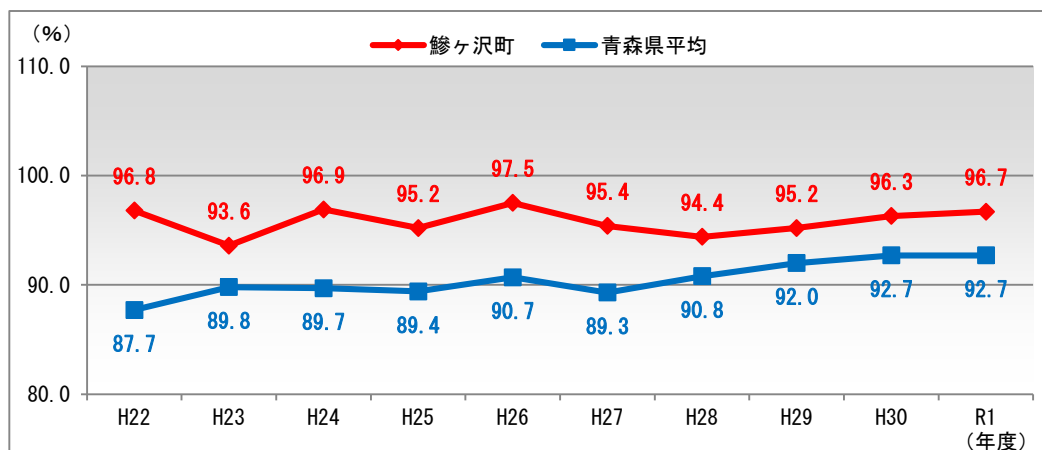


図 2.3.4 経常収支比率

※¹ 毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された町税等の額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

※² 人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、町税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。

財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費等の臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。

3) 実質公債費比率※³

早期健全化基準の25%を下回り健全な状況ですが、県内市町村平均と比較すると、やや高い傾向にあります。平成24年度以降は差が縮まる傾向を見せています。

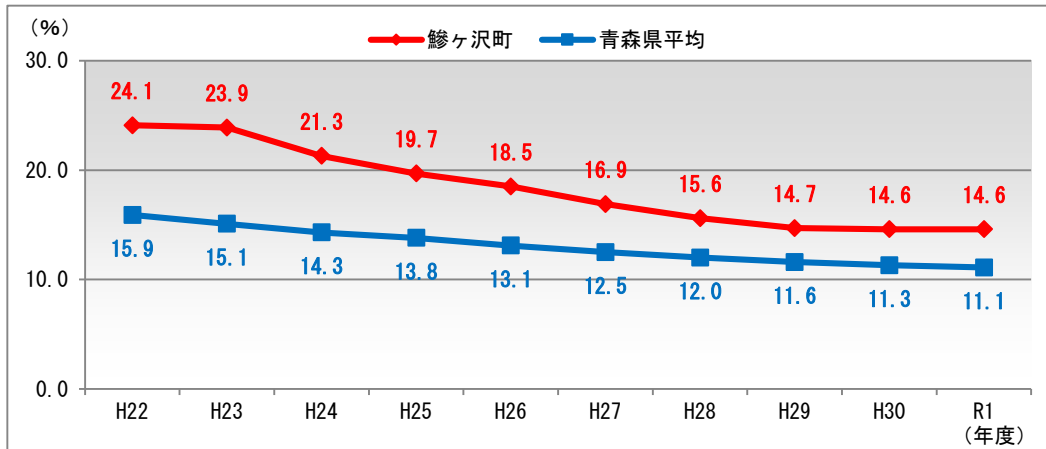


図 2.3.5 実質公債費比率

4) 将来負担比率※⁴

大型事業の終了等により、毎年減少傾向にあります。県内市町村平均と比較すると平均を上回っています。

今後も、起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保し、将来に備える必要があります。

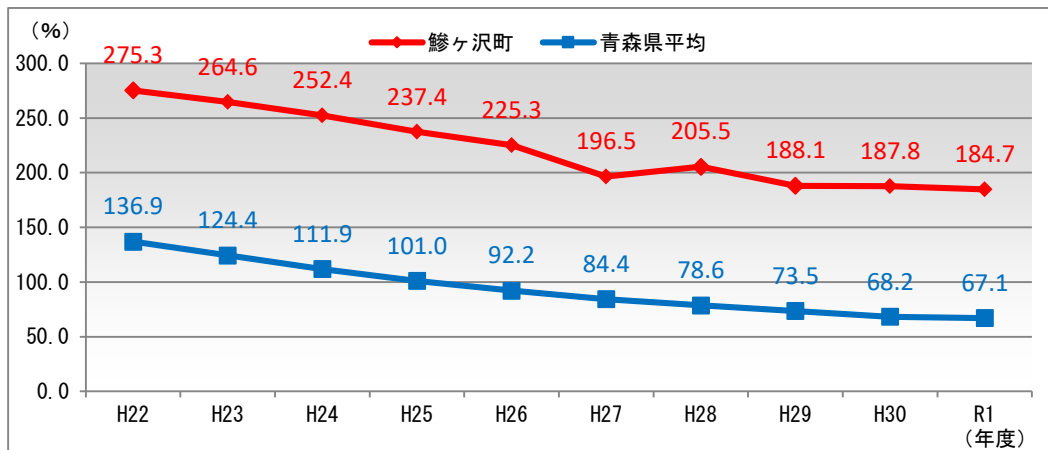


図 2.3.6 将来負担比率

※³ 普通会計等が負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したもの。元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。

この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

※⁴ 普通会計等が負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

4. 公共施設等の維持管理・更新に係る費用

(1) 公共施設（普通会計）の投資的経費の状況

令和2年度の町決算統計から全体の投資的経費は町庁舎の建設などの理由から約24.8億円と突出しており、平成28年度～令和2年度においても10億円未満で大きく変動して推移しています。

過去5年間の投資的経費（普通会計）の平均は約9.3億円で、公共施設（建物）は平均約7.4億円で、インフラ資産（道路・橋梁）は約1.9億円となっています。

表 2.4.1 投資的経費の推移（普通会計 千円）

年度 投資的経費	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)	令和2年 (2020)	5年間の平均
1.建物	822,097	191,919	91,623	357,899	2,247,673	742,242
2.インフラ資産	173,897	173,096	134,858	220,329	229,431	186,322
3.その他	0	0	0	0	0	0
合計	995,994	365,015	226,481	578,228	2,477,104	928,564

資料 平成23～27年度 町決算統計（普通会計）

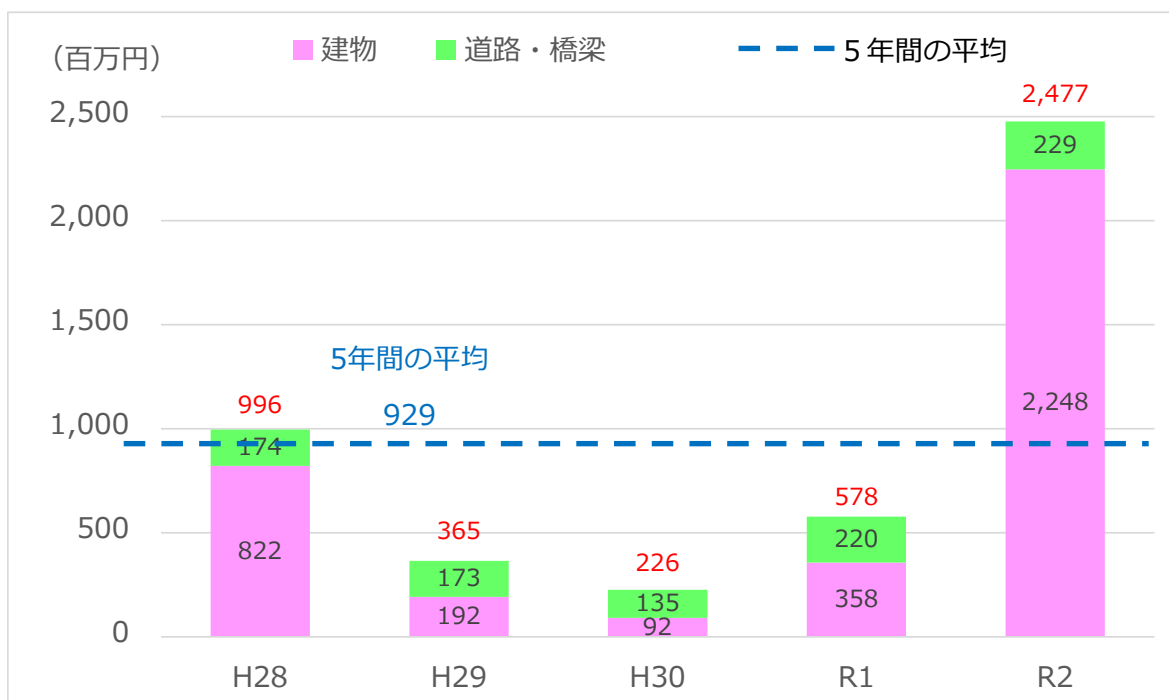


図 2.4.1 公共施設（普通会計）の投資的経費の推移

(2) インフラ資産の投資的経費の状況

令和2年度の本町の上下水道（特別会計）を含めたインフラ資産の建設改良費、修繕費の合計は約 5.4 億円、過去5年間の費用は平均約 4.6 億円となっています。

表 2.4.2 インフラ資産の投資的経費の推移（千円）

年度 投資的経費	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平成 30 年 (2018)	令和元年 (2019)	令和 2 年 (2020)	5 年間の平均
①道路	135,359	122,617	63,849	175,720	166,125	132,734
②橋梁	38,538	50,479	71,009	44,609	63,306	53,588
③上水道	228,686	33,495	42,147	116,834	118,543	107,941
④下水道	131,089	153,423	157,698	210,893	193,982	169,417
合計	833,672	360,014	334,703	548,056	541,956	463,680

資料 平成 23～27 年度 町決算統計（普通会計，特別会計）

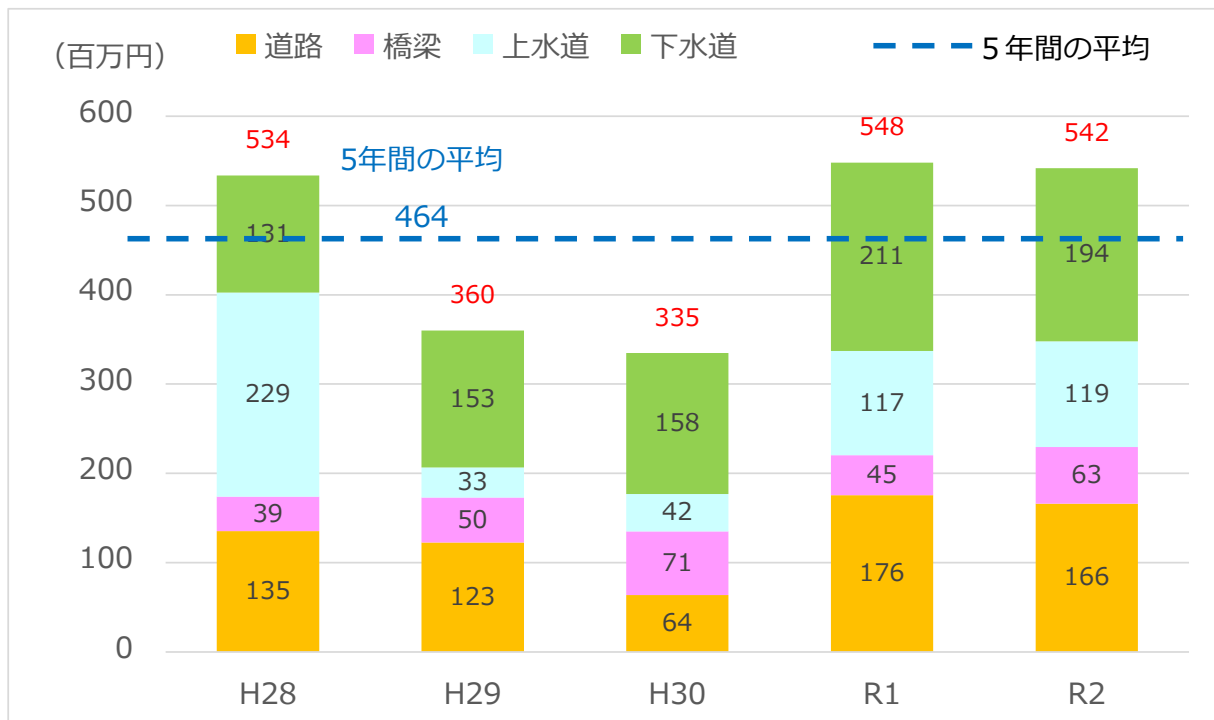


図 2.4.2 公共施設（建物・インフラ）の投資的経費の推移

第3章 公共施設等の現状

1. 公共施設（建物）の整備状況

（1）公共施設（建物）の保有数量

本計画で対象とする令和2年度末の建築系公共施設（インフラ施設の建物を除く）の保有量は、建物数 253 棟、延床面積の合計は 101,719 m²となっています。

表 3.1.1 公共施設数量（大分類別）

施設の用途（大分類）		建物数		延床面積(m ²)	
		棟数	%	延床面積(m ²)	%
1	行政系施設	56	22.1	11,820	11.6
2	住宅系施設	29	11.5	10,415	10.2
3	子育て支援系施設	2	0.8	1,513	1.5
4	学校教育系施設	29	11.5	16,868	16.6
5	社会教育系施設	5	2.0	10,025	9.9
6	スポーツ・レクリエーション系施設	29	11.5	11,469	10.3
7	保健・福祉系施設	5	2.0	3,498	3.4
8	町民文化系施設	35	13.8	10,924	10.7
9	産業系施設	12	4.7	5,811	5.7
10	公園施設	9	3.6	1,649	1.6
11	供給処理施設	1	0.4	78	0.1
12	その他施設	41	16.2	18,649	18.3
総計		253	100.0	101,719	100.0

※ 表中の値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。

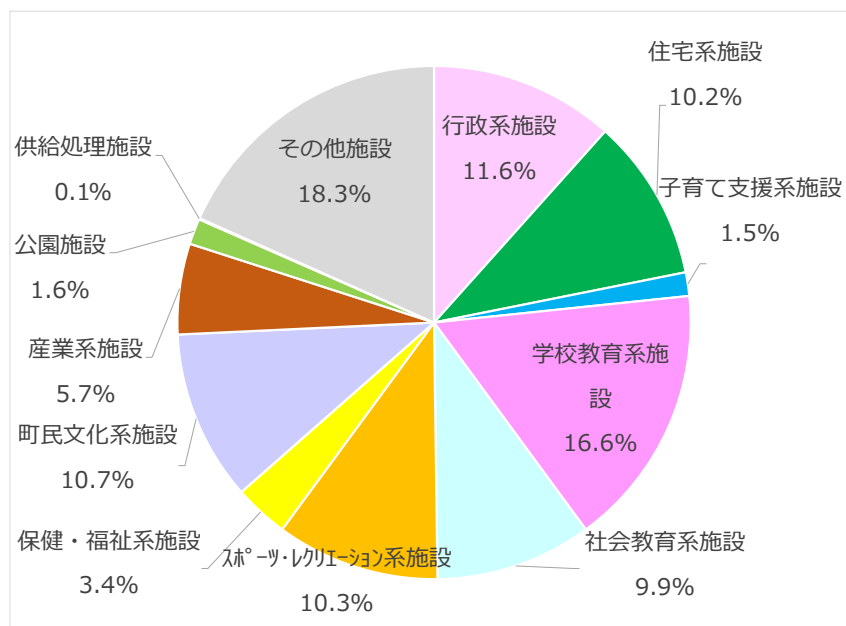


図 3.1.1 用途別公共施設の延床面積（構成比）

(2) 一人当たりの公共施設の延床面積

本町の公共施設（建物）の延床面積は、101,719 m²を令和2年国勢調査人口の 9,044 人を用いて町民一人当たりの面積に換算すると 11.2 m²/人となります。

他自治体等との比較を行うために、「公共施設状況調経年比較表」（総務省）を用いて、各自治体の公共施設の延床面積を求めて、一人当たりの面積を求めた結果、全国の市町村の平均（3.7 m²/人）と比較すると 7.6 m²/人上回っており、東北圏の類似自治体の平均（11.1 m²/人）と比較しても 0.1 m²/人上回っています。

将来において公共施設の老朽化と施設の維持管理・更新に係る費用の財政的な負担が見込まれる中で、一人当たりの延床面積は削減目標の参考指標となります。

なお、主な類似自治体の及び県内の近隣自治体の状況は、図 3.1.2、表 3.1.2 のとおりです。

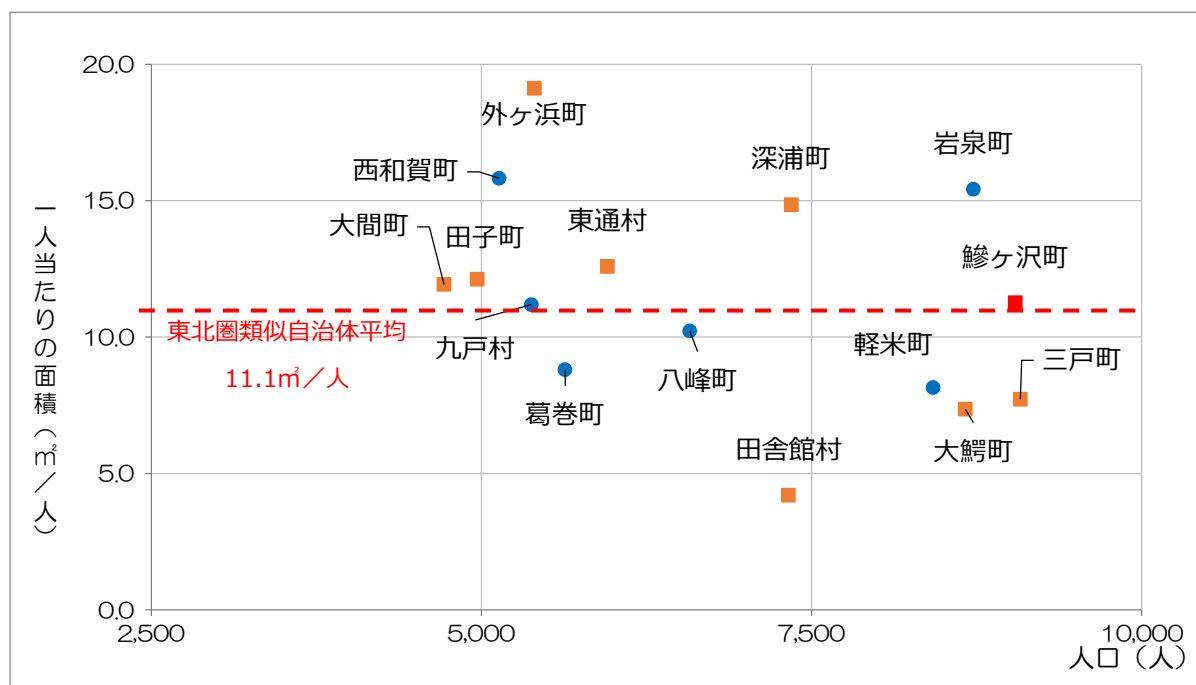


図 3.1.2 主な類似自治体の一人当たりの延床面積

表 3.1.2 類似自治体別の一人当たりの延床面積

主な類似自治体		延床面積 (㎡)	人口 (人)	一人当たり 延床面積 (㎡/人)
鱒ヶ沢町		101,719	9,044	11.2
青森県	外ヶ浜町	103,248	5,401	19.1
	深浦町	109,102	7,346	14.9
	大鰐町	63,718	8,665	7.4
	田舎館村	30,790	7,326	4.2
	大間町	56,226	4,716	11.9
	東通村	74,962	5,955	12.6
	三戸町	70,081	9,082	8.8
	田子町	60,186	4,968	12.1
岩手県	葛巻町	49,557	5,634	8.8
	西和賀町	81,197	5,134	15.8
	岩泉町	134,526	8,726	15.4
	軽米町	68,591	8,421	8.1
	九戸村	60,139	5,378	11.2
秋田県	八峰町	67,238	6,577	10.2
県内近隣 自治体	弘前市	685,352	166,466	4.1
	つがる市	316,840	30,934	10.2
	西目屋村	32,428	1,265	25.6
全国市町村平均		466,365,413	126,146,099	3.7
東北圏類似自治体平均		1,131,280	102,373	11.1

※ 類似自治体：総務省「類似団体リスト」の6-II-O：人口5000以上10000未満、産業構造の就業率（2次・3次が80%未満により分類し、同じグループに属する自治体

※ 鱒ヶ沢町以外の延床面積：公共施設状況調（総務省、令和元年度）、人口：令和2年国勢調査

2. 建築年別公共施設（建物）の整備状況

（1）建築年別公共施設（建物）の整備状況

本町の公共施設（建物）は、高度経済成長期の昭和 40 年頃から多くの施設が整備されており、昭和と平成を境として、築 30 年未満と築 30 年以上が経過する年代に大きく分かれて集積しています。

また、建築年代の古い施設は築 60 年以上のも現存します。

昭和 40 年代中期から学校教育系施設、昭和 50 年代初期から住宅系施設、昭和 50 年代中期からスポーツ・レクリエーション系施設の整備が多くなってきています。

特に、昭和 30 年代中期からの古い年代にその他の施設が多く、これらは公共施設としての役割を終えた普通財産であることから、積極的な廃止・解体処分を進める必要があります。

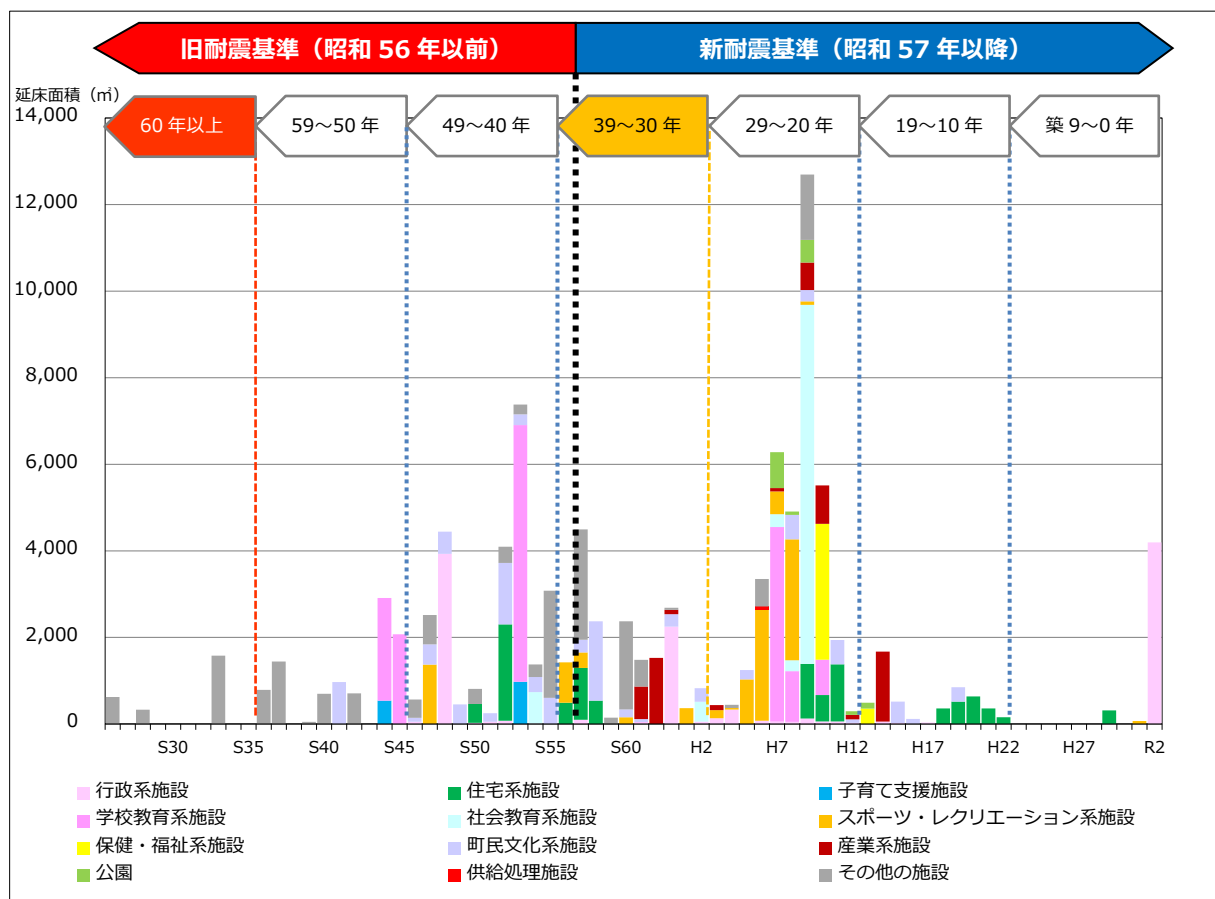


図 3.2.1 大分類別・建築年別の公共施設の延床面積

(2) 老朽化の状況

本町の有形固定資産減価償却率の推移を見ても分かるように、公共施設は年々老朽化が進行しています。

令和2年度末の公共施設の内、築30年未満の割合は約45.2%で、築30年以上経過している建物が多く、54.8%を占めています。

なお、ここでは老朽化の状況を把握するため、築30年以上が経過している建物が占める延床面積割合を「老朽化率」と定義し分析します。

表 3.2.1 有形固定資産減価償却率の推移

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
償却率	65.8%	67.8%	69.8%	71.0%

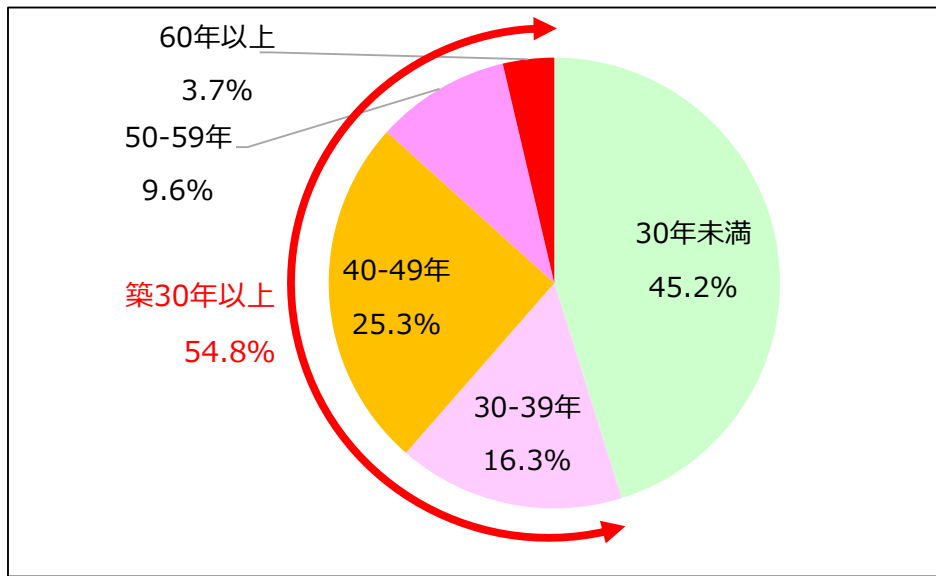


図 3.2.2 公共施設の経過年別延床面積 (構成比 年代不明を除く)

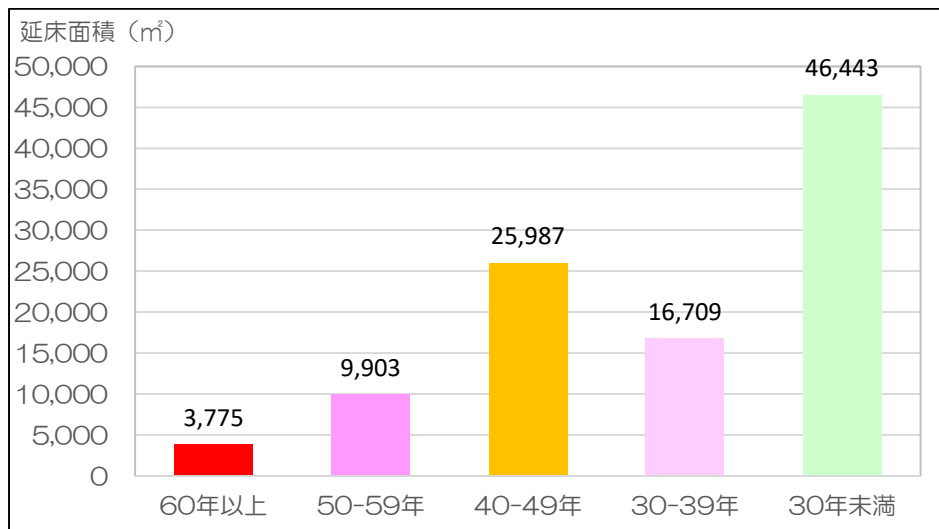


図 3.2.3 公共施設の経過年別延床面積 (年代不明を除く)

また、行政施設、子育て支援施設及びその他施設は老朽化率が80%を超えていることから、早期に老朽化対策を検討する必要があります。そのため、計画的な修繕や建替えの方針を定めて実施していくことが重要と考えられます。

表 3.2.2 大分類別・経過年別延床面積の状況

大分類	建築年代	30年未満 (S62~H27)	30~39年 (S52~S61)	40~49年 (S42~S51)	50~59年 (S30~S41)	60年以上 (~S31)	30年以上 (~S61)	構成比 (%)
1 行政系施設		5,098	2,570	4,099	53	0	6,722	56.9%
2 住宅系施設		5,531	1,736	3,148	0	0	4,884	46.9%
3 子育て支援系施設		0	0	974	539	0	1,513	100.0%
4 学校教育系施設		6,480	11	5,933	4,444	0	10,388	61.6%
5 社会教育系施設		8,842	457	726	0	0	1,183	11.8%
6 スポーツ・レクリエーション系施設		7,097	1,066	2,306	0	0	3,372	32.2%
7 保健・福祉系施設		3,498	0	0	0	0	0	0.0%
8 町民文化系施設		2,635	2,978	4,253	1,058	0	8,289	75.9%
9 産業系施設		3,315	2,496	0	0	0	2,496	43.0%
10 公園施設		1,649	0	0	0	0	0	0.0%
11 供給処理施設		78	0	0	0	0	0	0.0%
12 その他施設		2,220	5,395	4,392	3,323	3,319	16,429	88.1%
合計		46,443	16,709	25,831	9,417	3,319	55,276	54.3%

※ 表中の値は、小数点以下を四捨五入しているため、合計値と合わない場合があります。
(年代不明を除く)

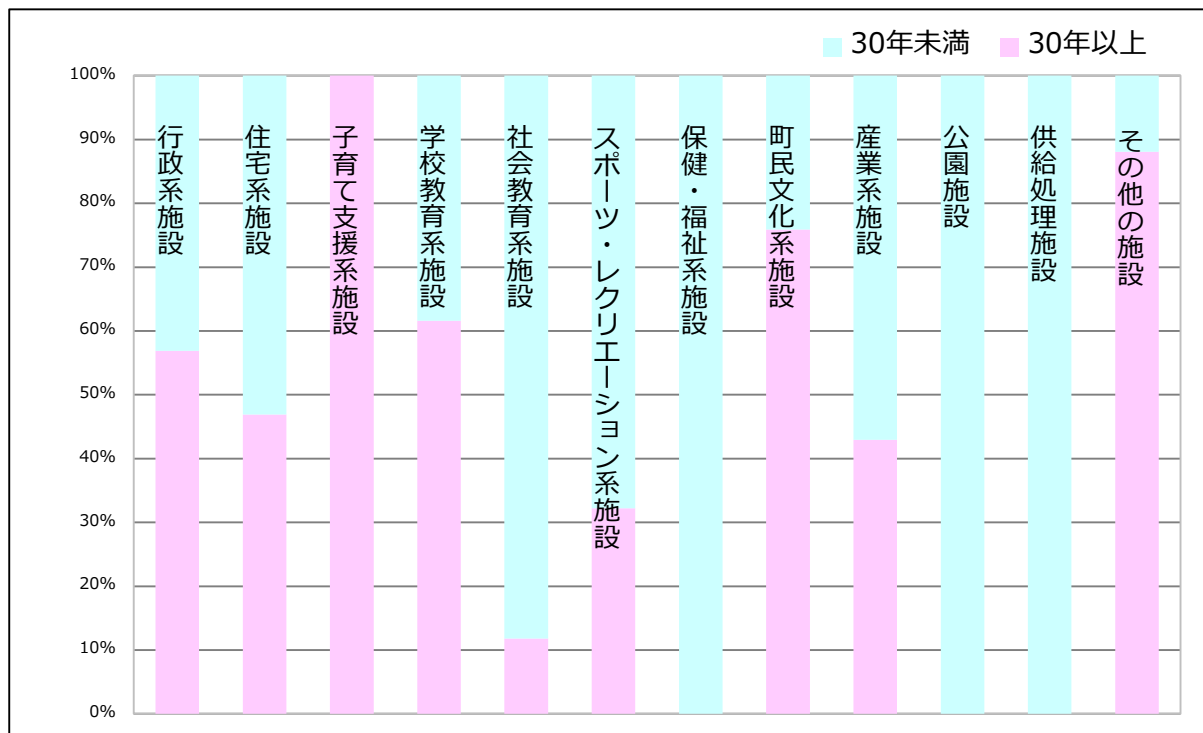


図 3.2.4 公共施設の大分類別延床面積（構成比）

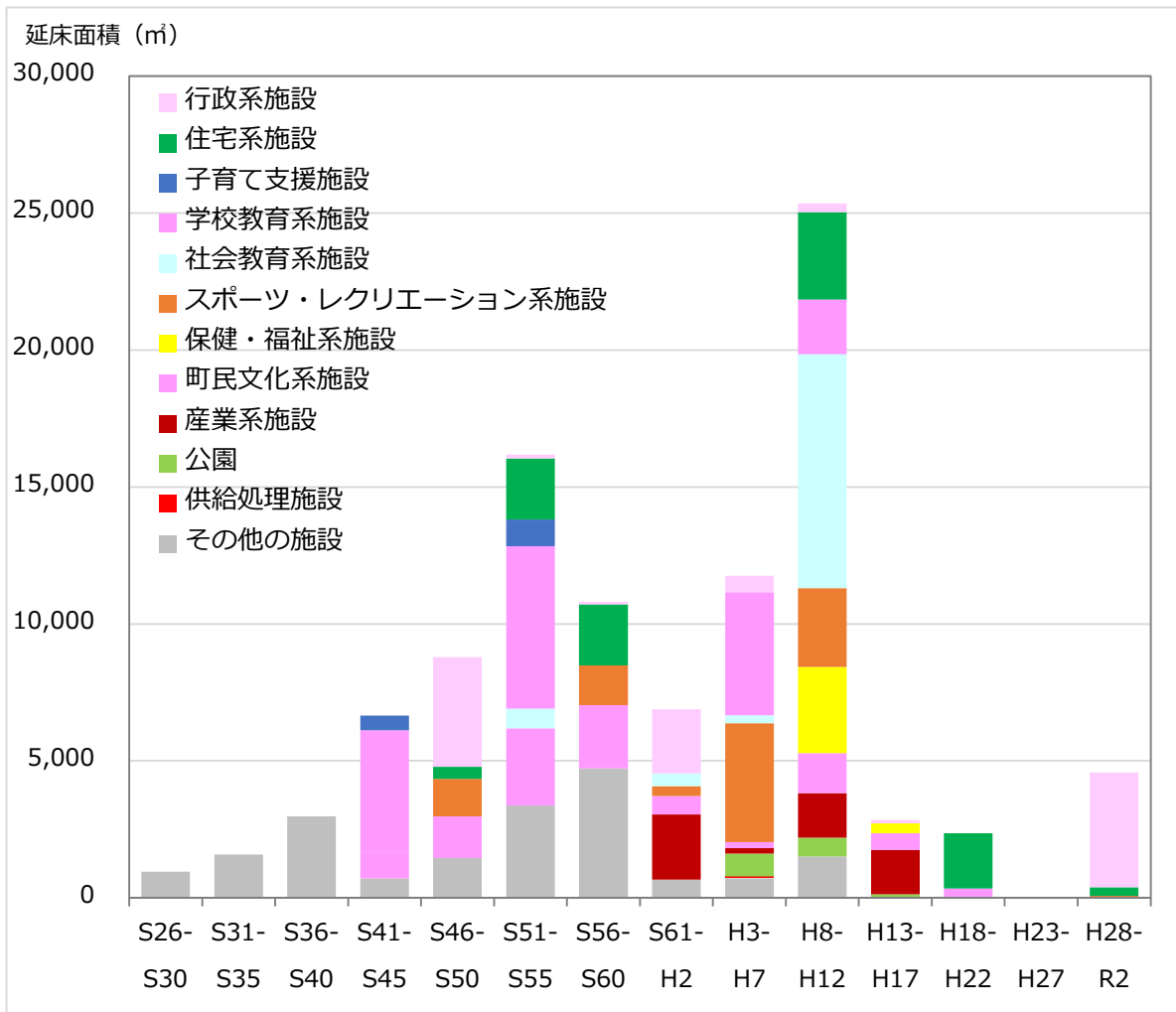


図 3.2.5 大分類別・建築年代別公共施設の延床面積

(3) 耐震化の状況

本町の公共施設の耐震改修の状況は、新耐震基準の施設や耐震改修工事実施済み施設を含め、87.8%の施設で耐震化が進められています。

このうち、新耐震基準に適合する施設は62.1%、旧耐震基準の施設で耐震化実施済みの施設が12.4%、耐震改修不要の施設が13.2%です。

また、12.2%の施設で耐震改修が未実施の状況で、耐震性の確保が求められています。

表 3.2.3 耐震改修の状況

区分		延床面積 (㎡)	率 (%)
耐震化実施 (①+②+③)		89,208	87.7%
新耐震基準適合 (耐震改修不要) ①		63,152	62.1%
旧耐震基準	耐震改修 実施済み ②	12,600	12.4%
	耐震改修 不要 ③	13,456	13.2%
	耐震改修 未実施	12,511	12.3%
計		101,719	100.0%

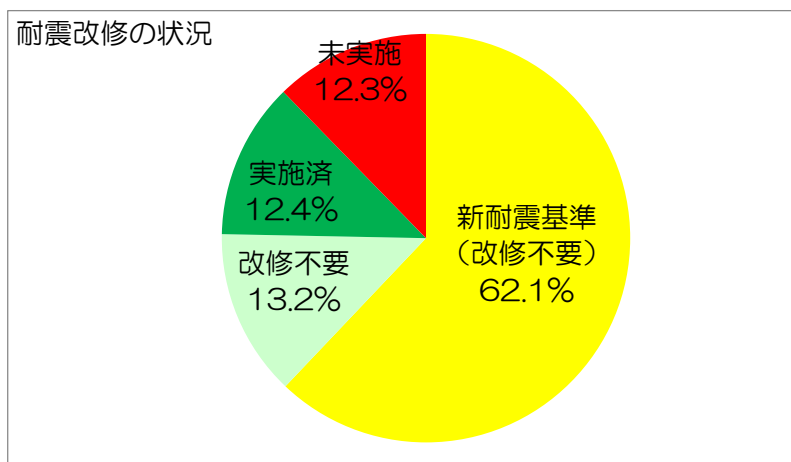


図 3.2.6 耐震改修の状況 (構成比)

3. インフラ施設の整備状況

インフラ資産の施設（道路、橋梁、上水道等、下水道等）について、令和2年度末時点のそれぞれの施設の現況を把握し、以下に整理しました。

表 3.3.1 インフラ資産の状況

インフラ資産	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1 道路 計	273,255	1,247,402	
2 橋梁 計	2,110	16,570	98 橋
3 上水道等施設 (管路)	148,472	-	
4 下水道等施設 (管路)	45,807	-	

(1) 道路の整備状況

本町の道路は、町道、農道、林道を含めた総面積は約 1,247,402 ㎡、総延長は約 273km です。

(2) 橋梁の整備状況

本町の橋梁は、98 橋、面積約 16,570 ㎡、総延長は約 2.1kmが整備されています。

これら全体では整備後 30 年未満のものが約 40.2%、整備後 30 年以上経過する施設の割合は全体の 59.8%を占めています。

特に、昭和 30 年以前に整備され、法定耐用年数 60 年を経過する橋も残存しています。

表 3.3.2 本町の橋梁の整備状況

橋種	PC橋	RC橋	鋼橋	石橋	木橋 その他	計
面積 (㎡)	8,926	534	6,925	0	459	16,570

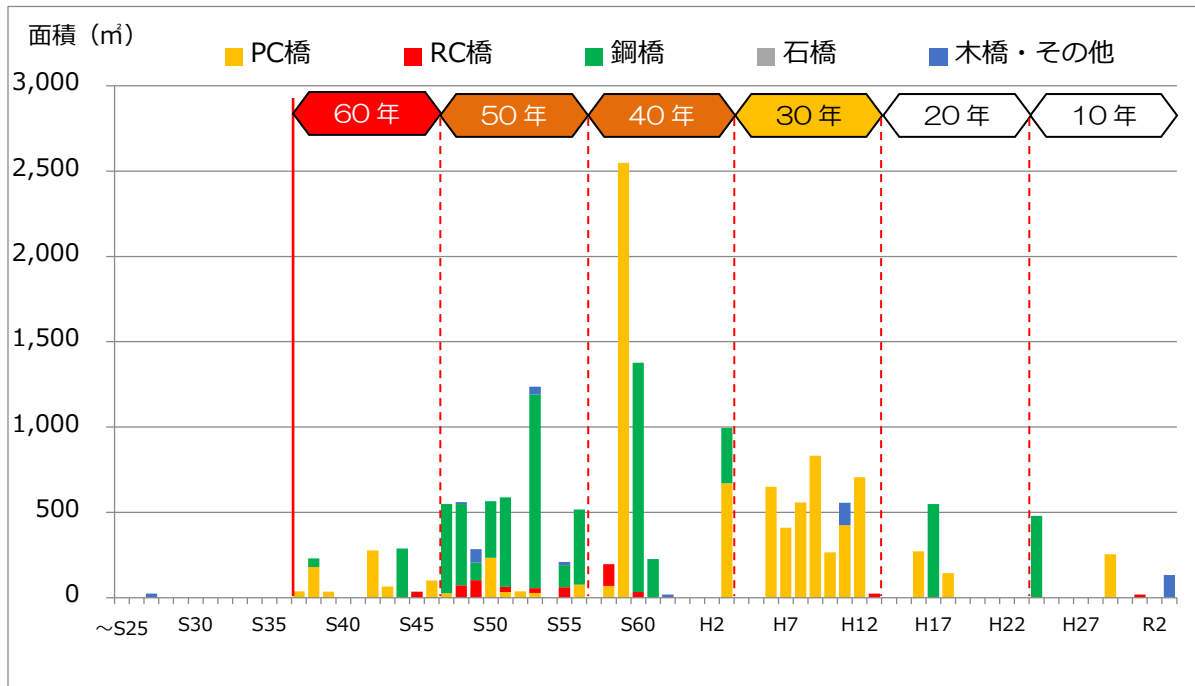


図 3.3.1 年代別橋梁の整備状況

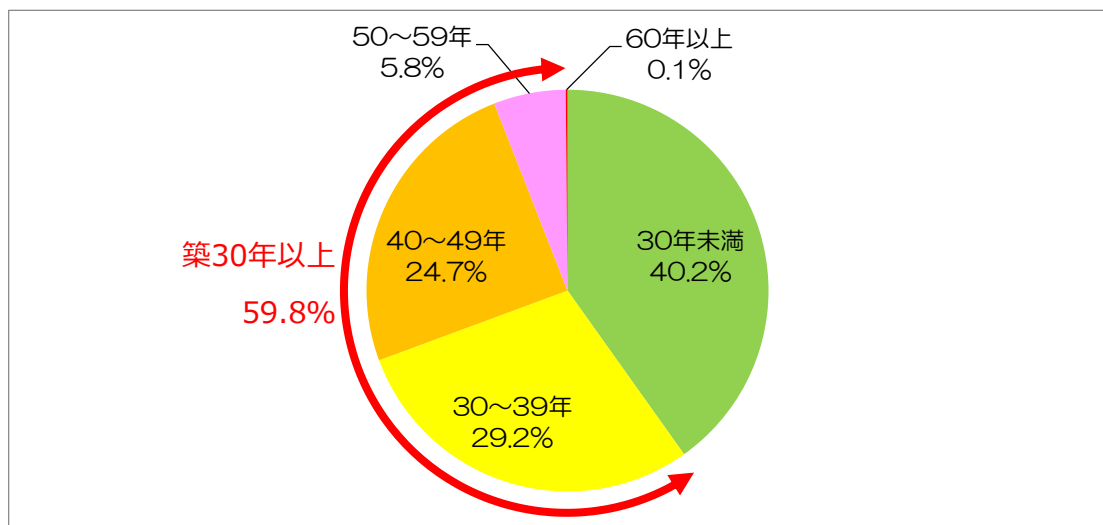


図 3.3.2 橋梁の経過年数別面積（構成比 年代不明を除く）

(3) 上水道等施設の整備状況

本町の上水道等施設は、管路延長の合計は約 146.6km（年代不明を除く）整備され、配水管の管路が多く、このうち整備後 10～19年の管路が約 19.7%、20～29年の管路が約 35.4%と多くを占めています。

また、年代の古いものは整備後 50 年以上（昭和 37 年）が経過し、特に法定耐用年数 40 年以上を経過する管路が約 30%を占めています。

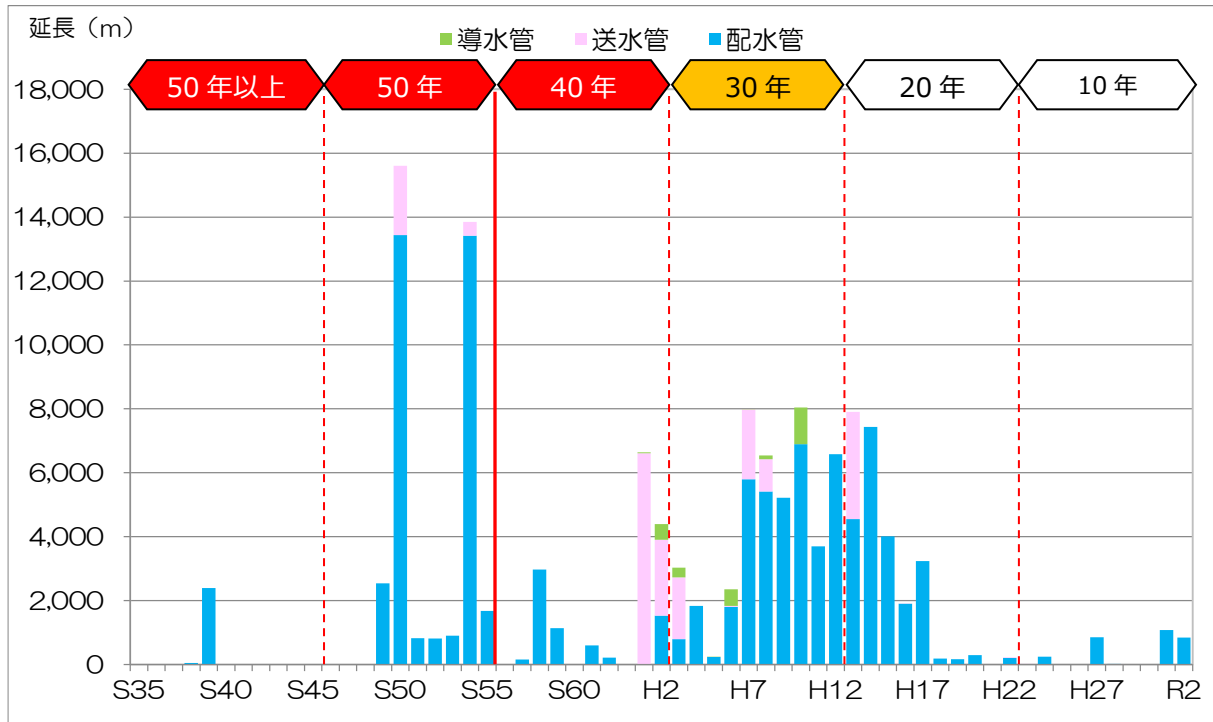


図 3.3.3 年代別上水道等施設の整備状況 (管種別)

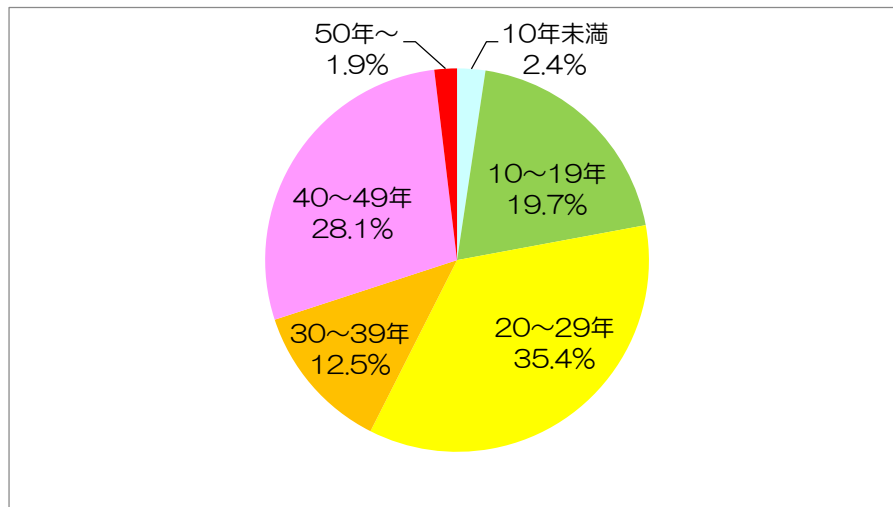


図 3.3.4 上水道等施設の経過年数別延長 (構成比)

(4) 下水道等施設の整備状況

本町の下水道等施設は、下水道の管路延長は約 20.5km、農業集落排水の管路延長は約 25.2kmで合計延長は約 45.8kmが整備されています。中でも平成 3～13 年度に整備された管路、塩ビ管の管種が多くを占めています。

本町の下水道は比較的に新しいものであり、整備後 30 年以上を経過した管路はありませんが、整備後 20～29 年を経過した管路が 77.4%と最も多く、法定耐用年数である 50 年に向けて、計画的な維持管理を進める必要があります。

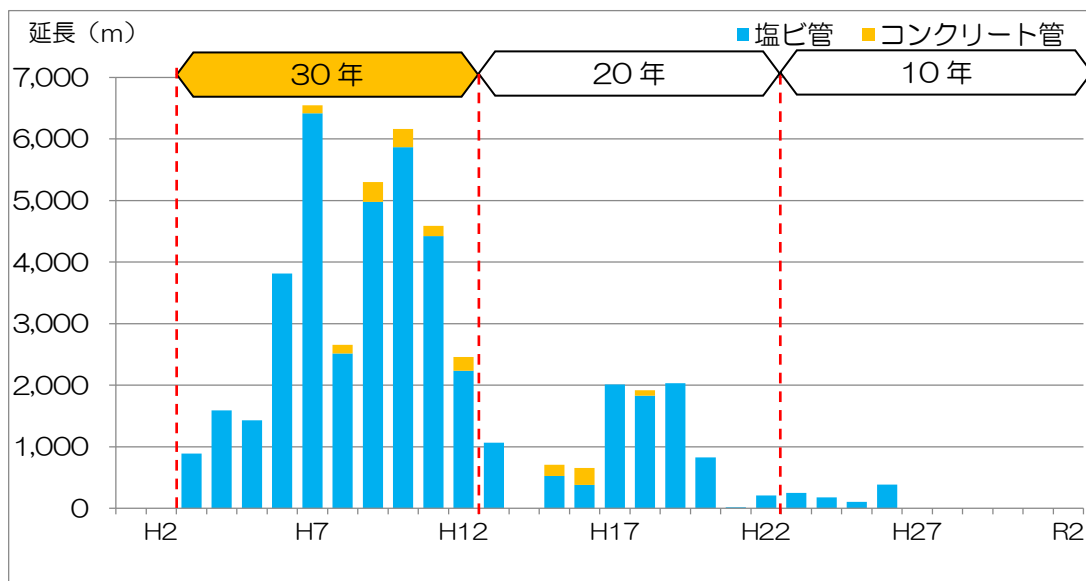


図 3.3.5 年代別下水道等施設の整備状況 (管種別)

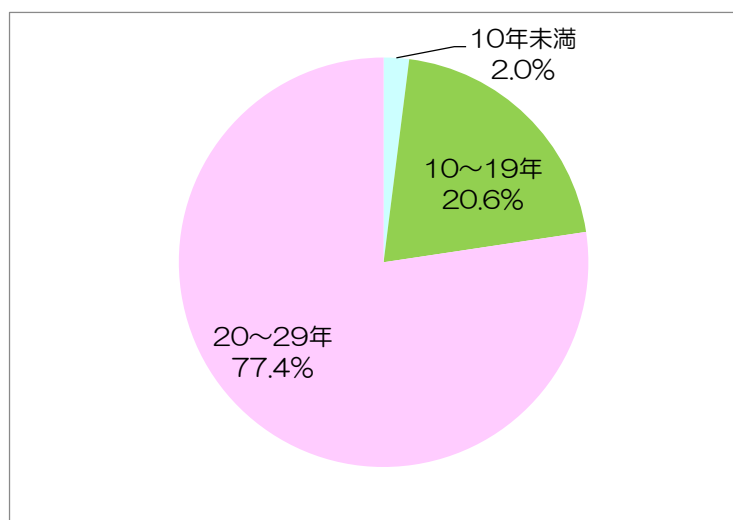


図 3.3.6 下水道等施設の経過年数別延長 (構成比)

(5) 建築年別インフラ施設（上下水道施設）の整備状況

上下水道に関わるインフラ施設（建物）は、築30年以上を経過する（昭和61年度以前）建物の割合は、上水道等施設が72.3%と大部分を占め、下水道等施設は該当していません。

表 3.3.3 インフラ施設（建物）の経過年別延床面積の状況

インフラ施設（建物）	延床面積 (㎡)	築30年未満 (㎡)	築30年以上 (㎡)	築30年以上 (率)
上水道等施設（建物）	10,861	3,004	7,857	72.3%
下水道等施設（建物）	2,652	2,652	0	0%

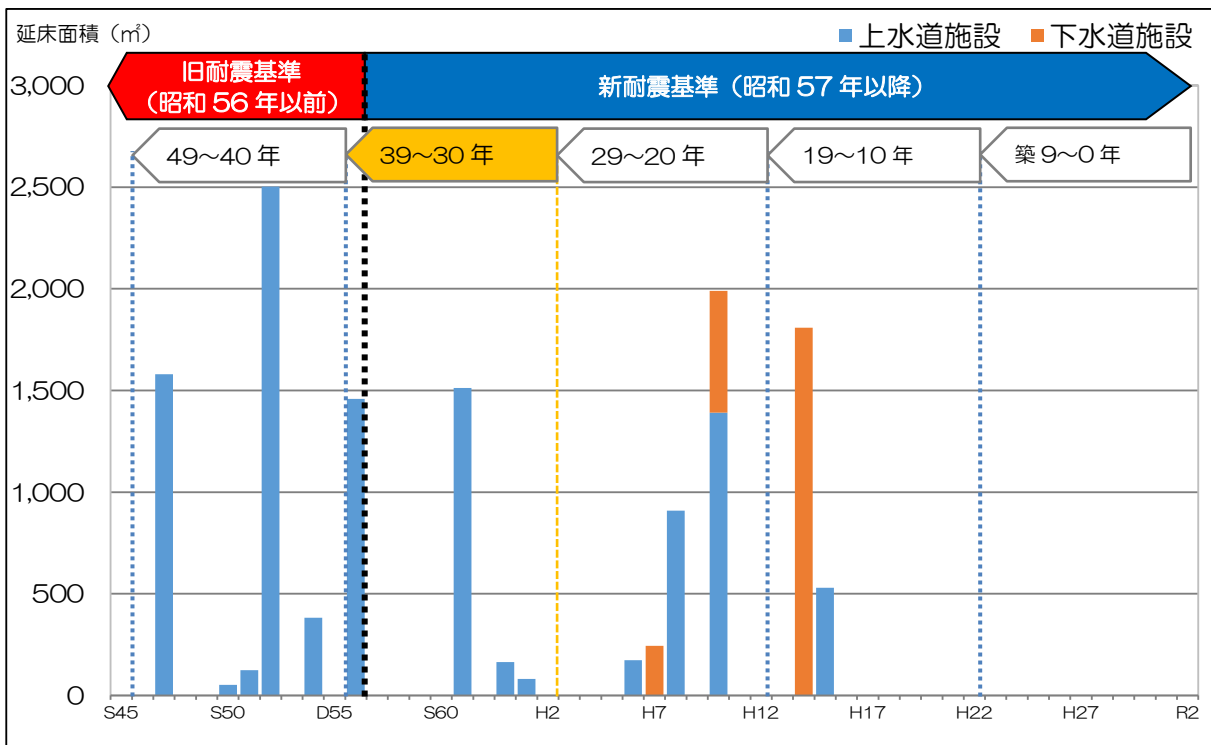


図 3.3.7 建築年別のインフラ施設（建物）の延床面積

第4章 公共施設等の維持管理・更新等に係る

中長期的な経費の見込み

1. 公共施設（建物）の維持管理・更新等に係る費用算定

現在、町が保有している公共施設（建物）について、将来もそのまま保有しつづけるために必要となる費用を試算します。公共施設の大分類ごとに、建替え・大規模修繕について、更新年数経過後に現在と同じ延床面積等で更新すると仮定し、延床面積等の数量に更新単価を乗じることにより、更新費用 40 年分を試算します。

- 耐用年数の設定
- 単価の設定（大規模改修・建替え）
- 期間の設定（大規模改修・建替え）
- 積み残しの処理（経過期間：大規模改修・建替え）

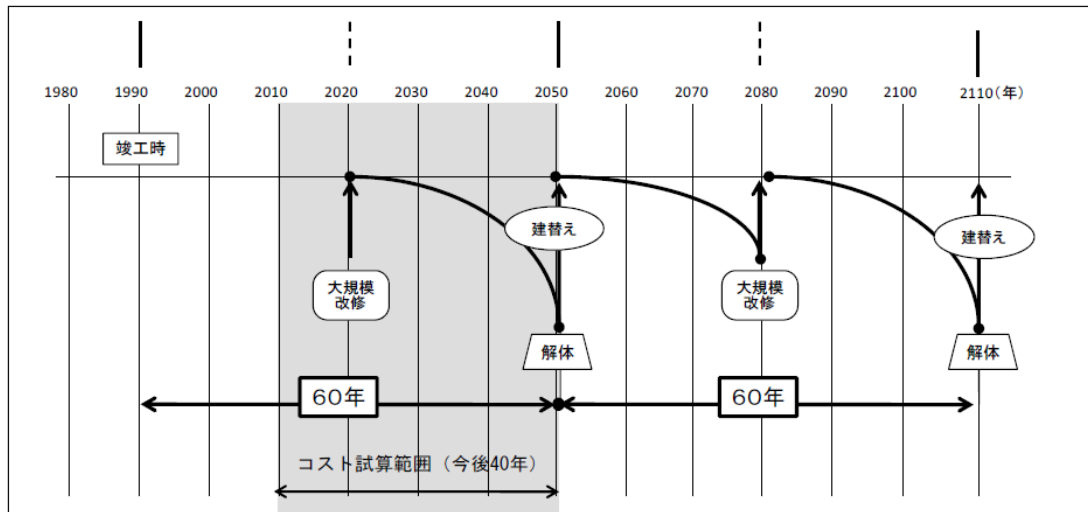


図 4.1.1 大規模改修及び建替えのライフサイクル

資料：地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書

(1) 建替えコストの考え方

1) 建替え単価の設定

本書での試算に当たって、建替え単価は総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成 23 年 3 月）における単価を設定しています。

同資料では、公共施設の種類により建物構造等が異なることから、現実に即したものとするために、既に建替え費用の試算に取り組んでいる地方自治体の調査実績、設定単価等を基に単価が設定されています。

表 4.1.1 施設分類別の建替え単価

施設分類	建替え単価 (万円/m ²)
①行政系施設	40
②住宅系施設	28
③子育て支援系施設	33
④学校教育系施設	33
⑤社会教育系施設	40
⑥スポーツ・レクリエーション系施設	36
⑦保健・福祉系施設	36
⑧町民文化系施設	40
⑨産業系施設	40
⑩公園施設	33
⑪供給処理施設	36
⑫その他施設	36

資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」（平成 23 年 3 月）

2) 建替え実施年度

施設によっては、法令や様々な基準などにより定められた耐用年数がありますが、今回の試算には、標準的な耐用年数とされる 60 年で設定します。

建替え実施年度については、建設年から 60 年目とします。

3) 建替え期間

建替えは、設計、施工と複数年度にわたり費用がかかることを考慮し、単年度に負担が集中しないように期間を 3 年間とします。

費用は各年度で均等配分とし、59 年目、60 年目、61 年目に割り当てて計算します。

4) 建替えコストの計算例

＜通常の建替えの場合＞

例えば昭和 35 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 60 年目にあたることから 59 年目にあたる平成 31 年度から工事を開始し、61 年目にあたる平成 33 年度に工事完了となります。

耐用年数	建築年	59 年目	60 年目	61 年目
年度	昭和 35 年 度	← 建替え開始 平成 31 年度	平成 32 年度	完了 平成 33 年度 →

年間費用は、建替え費用を 3 等分した値になります。行政系施設を建替える場合は、単価 40 万円、延床面積を 3,000 m²と仮定すると、以下のように年間 4 億円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/m}^2\text{)} \times \text{延床面積 (3,000 m}^2\text{)} / 3 \text{ 力年} = 4 \text{ 億円/年}$$

5) 建替え積み残し

試算時点で更新年数を既に経過し、建替えられなくてはならないはずの施設が、建替えられずに残されている場合に、積み残しを処理する年数を 10 年とします。

＜建替え積み残しの場合＞

例えば昭和 25 年度の建築の場合、既に 60 年を経過しています。

この場合は、計画開始年から 10 年かけて建替えを行います。

年間費用は、建替え費用を 10 等分した値になります。行政系施設を建替える場合は、単価 40 万円になります。延床面積を 3,000 m²と仮定すると、年間 1 億 2 千万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価 (40 万円/m}^2\text{)} \times \text{延床面積 (3,000 m}^2\text{)} / 10 \text{ 力年} = 1 \text{ 億 2 千万円/年}$$

(2) 大規模修繕コストの考え方

1) 大規模修繕単価の設定

大規模修繕単価は建替え単価と同様に、総務省が公表している「資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」(平成 23 年 3 月)における単価を設定します。

表 4.1.2 施設分類別の大規模修繕単価

施設分類	大規模改修単価 (万円/m ²)
①行政系施設	25
②住宅系施設	17
③子育て支援系施設	17
④学校教育系施設	17
⑤社会教育系施設	25
⑥スポーツ・レクリエーション系施設	20
⑦保健・福祉系施設	20
⑧町民文化系施設	25
⑨産業系施設	25
⑩公園施設	17
⑪供給処理施設	20
⑫その他施設	20

資料：総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書」(平成 23 年 3 月)

2) 実施年度

実施年度は施設の種類、建物構造によらず、建築してから一律 30 年目に実施します。

ただし、そのうち今後 10 年以内に建替えを迎える建物については、大規模修繕を実施しません。

大規模改修実施年度は、建設年から 30 年目とします。

3) 修繕期間

大規模修繕では修繕期間を 2 年とし、費用を均等配分します。29 年目、30 年目に割り当てます。

4) 修繕コストの計算例

＜通常の修繕の場合＞

例えば平成 2 年度の建築の場合、平成 32 年度が建築から 30 年目にあたります。従って 29 年目にあたる平成 31 年度から工事を開始し、30 年目にあたる平成 32 年度に工事完了となります。

耐用年数	建築年	29 年目	30 年目
年度	昭和 35 年度	← 修繕開始 平成 31 年度	→ 完了 平成 32 年度

年間費用は、修繕費用を 2 等分した値になります。行政系施設を大規模修繕する場合は、単価 25 万円になります。延床面積 2,000 m²と仮定すると、以下のように年間 2 億 5 千万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価} (25 \text{ 万円/m}^2) \times \text{延床面積} (2,000 \text{ m}^2) / 2 \text{ カ年} = 2 \text{ 億 5 千万円/年}$$

5) 修繕積み残し

既に 30 年以上経過し、大規模修繕時期が到来している建物については、今後 10 年間で実施します。

なお、建築時からの経過年数が 30 年以上 50 年までのものについては、今後 10 年間で均等に大規模修繕を行うと仮定し、建築時より 50 年以上経過しているものについては、建替えの時期が近いので、大規模修繕は行わずに 60 年を経た年度に建替えたと仮定します。

＜修繕積み残しの場合＞

例えば、昭和 45 年度の建築の場合、既に 30 年を経過しています。この場合は、計画開始年度から 10 年かけて修繕を行います。

年間費用は、修繕費用を 10 等分した値になります。行政系施設を大規模修繕する場合は、単価 25 万円になります。延床面積 2,000 m²と仮定すると、年間 5,000 万円のコストになります。

$$\text{年間費用} = \text{単価} (25 \text{ 万円/m}^2) \times \text{延床面積} (2,000 \text{ m}^2) / 10 \text{ カ年} = 5,000 \text{ 万円/年}$$

残り 10 年以内に建替えを迎える場合は、建替えの時期が近いので、修繕は行ないません。

(3) 公共施設（建物）の投資的経費・維持補修費の見通し

令和2年度末の本町の公共施設（建物）に対して、前述の方法を用いて大規模修繕及び建替えに係る将来費用を求めた結果、令和4年～43年の40年間において560.3億円、1年あたり約14.0億円必要となります。

表 4.1.3 今後40年間における将来費用の内訳 (百万円)

項目名	大規模修繕費用		建替え費用		合計
	積み残し	通常対応	積み残し	通常対応	
行政系施設	1,750.5	1,204.5	0.0	3,012.0	5,967.0
住宅系施設	830.3	940.3	0.0	2,260.4	4,031.0
子育て支援系施設	165.6	91.6	0.0	499.3	756.5
学校教育系施設	1,010.5	1,857.1	0.0	5,566.4	8,434.0
社会教育系施設	295.8	2,210.5	0.0	4,010.0	6,516.3
スポーツ・レクリエーション系施設	746.0	1,421.5	0.0	3,856.7	6,024.2
保健・福祉系施設	0.0	699.6	0.0	1,216.6	1,916.2
町民文化系施設	1,690.3	982.0	0.0	3,991.6	6,663.9
産業系施設	624.0	828.8	0.0	1,893.7	3,346.5
公園施設	0.0	280.3	0.0	529.4	809.8
供給処理施設	0.0	15.6	0.0	28.1	43.7
その他の施設	1,836.8	1,825.3	1,714.3	6,142.2	11,518.6
合計	8,949.6	12,357.1	1,714.3	33,006.5	56,027.5

(4) 本町における公共施設マネジメントの内容

本町においては、個別施設計画に相当する「統合インフラマネジメント基本計画」を令和2年2月に策定して、将来費用の縮減方策について検討をおこなっています。

将来費用の縮減について検討する際に、一般的に「長寿命化」と「施設再編」の2つの方法が存在します。

「長寿命化」は、60年のマネジメントサイクルで維持管理していた公共施設（建物）について、より長期のマネジメントサイクルを採用することによって将来費用の縮減を図ろうという方法ですが、「どのような工事サイクル」で「費用をどの程度要するのか」といった、マネジメントサイクルが明確化されておらず、今後の全国的な取り組みの中で適正なマネジメントサイクルが確立された際に、この方法について検討を行うこととしています。

「施設再編」は、人口減少社会が到来した我が国において、機能の重複した施設等の統廃合を進めることによって、施設自体の量を減少させることによって、将来費用の縮減を図ろうという方法で、本町において策定した「統合インフラマネジメント基本計画」において検討された方法です。

統合インフラマネジメント基本計画に位置付けられた施設再編の方針に則して、令和2年度末の本町の公共施設（建物）に対して、修繕及び建替えに係る将来費用を求めた結果、令

和4年～43年の40年間において258.3億円、1年あたり約6.5億円必要となります。

表 4.1.4 統合インフラマネジメント基本計画に則して今後40年間における将来費用の内訳
(百万円)

施設類型	大規模修繕費用		建替え費用		合計
	積み残し	通常対応	積み残し	通常対応	
行政系施設	646.0	1,068.9	0.0	1,037.7	2,748.6
住宅系施設	595.3	940.3	0.0	1,873.5	3,409.1
子育て支援系施設	0.0	91.6	0.0	177.9	269.5
学校教育系施設	996.7	1,857.1	0.0	5,539.7	8,393.5
社会教育系施設	114.3	137.3	0.0	402.4	653.9
スポーツ・レクリエーション系施設	332.6	1,363.8	0.0	1,960.7	3,657.1
保健・福祉系施設	0.0	628.4	0.0	1,131.1	1,759.5
町民文化系施設	785.8	556.0	0.0	1,815.6	3,157.4
産業系施設	0.0	432.8	0.0	261.7	694.5
公園施設	0.0	240.4	0.0	454.7	695.1
供給処理施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他の施設	24.6	115.0	0.0	251.3	390.9
合計	3,495.2	7,431.5	0.0	14,902.3	25,829.0

2. インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用算定

インフラ資産の更新単価及び耐用年数等は、建物と同様に、総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成 23 年 3 月）」における単価を参照して設定します。

（1）インフラ資産の更新コストの考え方

1) 道路

道路の更新費用は、路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されるため、年度別に把握するのは困難なため、現在の総面積に対し試算します。

① 道路の耐用年数

舗装の耐用年数の 10 年と舗装の一般的な供用寿命の 12~20 年のそれぞれの年数を踏まえ、15 年とし、全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくこととします。

道路舗装部の耐用年数の 15 年に更新します。

② 道路の更新単価の設定

道路の更新単価は、「道路統計年報 2009」（全国道路利用者会議）で示される平成 19 年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定します。

表 4.2.1 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路の舗装	4,700 円/㎡

2) 橋梁

① 橋梁の更新

橋梁については、更新年数経過後に現在と同じ面積で更新すると仮定し、以下の構造別年度別面積に対し、それぞれの更新費用を乗じて更新費用を試算します。

橋梁の更新年数は法定耐用年数の 60 年に更新します。

② 橋梁の更新単価の設定

橋梁の更新単価は、「道路橋の工事実績（平成 19・20 年道路橋年報）」より、以下の構造別の面積に対して更新単価を乗じて算定します。

表 4.2.2 橋梁の更新単価

分類	対象施設	単価
橋梁	PC橋（プレストレスト・コンクリート）	425,000 円/m ²
	RC橋・その他	
	鋼橋	500,000 円/m ²

③ 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

積み残しを処理する年数を5年とします。

3) 上水道等施設

① 上水道等施設の更新

上水道等施設は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新し、上水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定します。

上水道等施設の耐用年数は40年とします。

② 上水道等施設の更新単価の設定

上水道等施設の更新単価は、下水道等と同等とし「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（平成20年9月）」の管路の費用関数により、送水管及び配水管に分類して、管径別に単価を設定します。

表 4.2.3 上水道等施設の更新単価

分類	対象施設	単価
上水道等施設 導水管及び送水管	300 mm未満	100,000 円/m
	300～500 mm未満	114,000 円/m
	500～1000 mm未満	161,000 円/m
上水道等施設 配水管	50 mm未満	97,000 円/m
	50～75 mm未満	97,000 円/m
	75～100 mm未満	97,000 円/m
	100～125 mm未満	97,000 円/m
	125～150 mm未満	97,000 円/m
	150～200 mm未満	100,000 円/m
	200～250 mm未満	103,000 円/m
	250～300 mm未満	106,000 円/m
	300～350 mm未満	111,000 円/m
	350～400 mm未満	116,000 円/m
	400～450 mm未満	121,000 円/m
	450～500 mm未満	128,000 円/m

分類	対象施設	単価
	550～600 mm未満	142,000 円/m
	600～700 mm未満	158,000 円/m

③ 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

積み残しを処理する年数を5年とします。

4) 下水道等施設

① 下水道等施設の更新

下水道等は、延長距離の総量のみが把握できる場合は、全整備延長を法定耐用年数の50年で割った面積を1年間で更新していくと仮定します。

下水処理施設の建物部分及びプラント部分については公共施設の更新年数と同じ年数にて更新すると仮定します。

下水道等施設の耐用年数は50年とします。

② 下水道等施設の更新単価の設定

下水道等施設の更新単価は、「流域別下水道整備総合計画調査指針と解説（平成20年9月）」の管路の費用関数により、総延長に対する更新単価、管種別更新単価により設定します。

表 4.2.4 下水道等施設の管種別更新単価

分類	対象施設	単価
下水道等施設 管種別	コンクリート管・陶管・塩ビ管等 (更生工法を前提)	124,000 円/m
	更生管 (敷設替えを前提)	134,000 円/m

③ 積み残し処理を割り当てる年数

試算時点で更新年数を既に経過し、更新されずに残されている場合

積み残しを処理する年数を5年とします。

(2) インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の見通し

1) 道路

令和2年度末の本町の道路に対して、前述の方法を用いて将来費用を求めた結果、令和4年～43年の40年間において156.3億円、1年あたり3.9億円必要となります。

2) 橋梁

令和2年度末の本町の橋梁に対して、前述の方法を用いて将来費用を求めた結果、令和4年～43年の40年間において68.7億円、1年あたり1.7億円必要となります。

3) 上水道等施設

令和2年度末の本町の上水道等施設に対して、前述の方法を用いて将来費用を求めた結果、管路の保有量が令和2年度末のデータであったため、法定耐用年数の40年後である令和42年度までの費用推計しか出来なかったことから、令和4年～42年の39年間において、上水道管路は146.4億円、1年あたり3.8億円、上水道施設は令和4年～43年の40年間において、57.3億円、1年あたり1.4億円必要となります。

4) 下水道等施設

令和2年度末の本町の下水道等施設に対して、前述の方法を用いて将来費用を求めた結果、令和4年～43年の40年間において、下水道管路は55.7億円、1年あたり1.4億円、下水道施設は令和4年～43年の40年間において、10.5億円、1年あたり0.3億円必要となります。

(3) インフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の総額

令和2年度末の本町のインフラ資産の維持管理・更新等に係る費用の総額は、令和4年～43年の40年間において494.9億円、1年あたり約12.5億円必要となります。

表 4.2.5 インフラ資産における維持管理・更新等に係る将来費用

施設類型	40年間費用 (億円)	1年あたり費用 (百万円)
道路	156.3	390.9
橋梁	68.7	171.8
上水道管路	※ 146.4	375.4
上水道施設	57.3	143.3
下水道管路	55.7	139.2
下水道施設	10.5	26.3
合計	494.9	1,246.9

※ 上水道管路は令和4～42年度の39年間の推計値。

(4) 本町における公共施設マネジメントの内容

本町においては、個別施設計画に相当する「統合インフラマネジメント基本計画」を令和2年2月に策定して、インフラ資産についても将来費用の縮減方策について検討をおこなっています。

これらのマネジメント方針を踏まえて、将来費用の縮減を図るものとします。

1) 道路

前述の通り、道路の将来費用は390.9百万円/年と推計されていますが、これまでに町が道路関連に投資してきた金額を大幅に上回る結果となっています。

道路面の劣化には、自動車交通量（中でも特に大型車交通量）、地盤面の強固さ等の要因が大きな影響を与えており、総務省の推奨する全国一律の試算方法が本町には馴染まなかった可能性が大きいと考えられます。

このため、現在の道路ネットワークを形成・維持してきた、過去の投資実績から、更新費用は過去の投資実績の平均値である132.7百万円/年とすることとします。

2) 橋梁

橋梁については、将来費用試算額通りの設定171.8百万円/年とします。

3) 上水道等施設

上水道管路については、将来費用試算額通りの設定として、375.4百万円/年とします。

上水道施設に将来費用は143.3百万円/年と推計されていますが、「統合インフラマネジメント計画」に位置付けられた施設再編方針に則して、85.8百万円/年とします。

4) 下水道等施設

下水道等施設については、将来費用試算額通りの設定として、管路で139.2百万円/年、下水道施設で26.3百万円/年とします。

3. 対策による費用縮減効果の検証

これまでに求めてきた、本町の公共施設（建物）とインフラ資産に関する、過去の投資実績から定めた充当可能財源に対して、従来型の手法に則した将来費用推計結と本町のマネジメント方針に基づく将来費用推計結果を基に、対策による費用対策効果を検証します。

結果は、表 4.3.1 に示した通り、充当可能財源の合計が 1,205.9 百万円／年であるのに対して、従来型の将来費用推計結果は 2,647.5 百万円／年であり、1,441.6 百万円／年の財源が不足する状況に対して、インフラマネジメント基本計画等の方針を反映させた推計結果では、1,246.9 百万円／年に費用縮減が期待されており、充当可能財源との乖離状況も-41.0 百万円／年と、ほぼ均衡するレベルにまで改善することが期待されます。

この際の費用縮減効果は、1,400.6 百万円／年と求められます。

なお、このシミュレーションでは橋梁や上下水道における経済効果が生じておらず、これは個別施設計画における事業改善効果が盛り込まれていない事に起因することから、これらの施設類型における個別施設計画における事業改善方策の検討を早急に検討する必要があります。

表 4.3.1 充当可能財源との乖離状況と対策による費用対策効果 (百万円／年)

施設類型	充当可能財源	従来型推計		マネジメント方針		費用縮減効果額
		将来費用	過不足	将来費用	過不足	
公共施設(建物)	742.2	1,400.7	-658.4	645.7	96.5	755.0
道路	132.7	390.9	-258.1	132.7	0.0	258.1
橋梁	53.6	171.8	-118.2	171.8	-118.2	0.0
上水道管路	107.9	375.4	-410.8	375.4	-353.3	0.0
上水道施設		143.3		85.8		57.5
下水道管路	169.4	139.2	4.0	139.2	3.9	0.0
下水道施設		26.3		26.3		0.0
合計	1,205.9	2,647.5	-1,441.6	1,246.9	-41.0	1,400.6

第5章 公共施設の総合的

かつ計画的な管理に関する基本方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1) 現状や課題に関する基本認識

1) 公共施設の建替え等の更新への対応

- ① 本町では、これまで昭和 40 年代前後の高度経済成長期と平成の景気拡大に伴い、多くの公共施設が整備されてきました。
将来において、これらの公共施設の耐用年数が経過した施設や、既に更新時期を経過した施設の改修費用は、今後 10 年目以降で増大することが見込まれます。
- ② 従来と同様に大規模改修・建替え等への投資を継続すると、町の財政、行政サービス（機能維持）に大きな影響を及ぼす可能性があります。また、大規模改修・建替え等の費用が多くなる年が突出してあるため、年度毎の支出にバラツキが生じてきます。
- ③ そのため、「統合インフラマネジメント基本計画」の方針に則して、大規模改修・建替え等に係る費用を全体的に抑える必要があり、中長期的な視点による計画的・戦略的な公共施設の再編成や、長寿命化などの適切な維持管理を取り組む必要があります。

2) 人口減少・少子高齢化社会への対応

- ① 本町の人口は、平成 22 年に約 1.2 万人（国勢調査）を下回り、平成 27 年には約 1.0 万人に減少しています。令和 27 年における人口は 5,101 人（人口ビジョン）と推計されています。
- ② 人口構成比は、令和 2 年の高齢人口率（65 歳以上）は 40.1%と年々増加傾向、年少人口率（15 歳以下）は 9.6%と減少傾向にあります。今後も少子高齢化の進展に伴いその比率が拡大することが予想されます。
- ③ 人口構成の大きな転換に伴う町民のニーズへの変化に対応した適正な公共施設の機能の再編成などの公共施設あり方について、検討していく必要があります。

3) 財政状況への対応

- ① 公共施設等の維持補修費の見込みは、現在、年間平均約 16.9 億円の実績に対し、従来型の推計結果では今後 40 年間で年平均約 37.3 億円の約 2.2 倍の費用が必要になる見込みであり、将来の公共施設の適切な機能の維持を図っていくため、「統合インフラマネジメント基本計画」の方針に則して施設の維持・運営に係る費用の縮減を図る必要があります。
- ② 将来の町税収入等の財源の減少が予想され、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費等の負担の増加が見込まれることから、公共施設の維持管理のための財源確保は、今後益々厳しくなるものと予測されます。
- ③ 町民との協働も視野に入れながら、施設の再編や長寿命化などの適切な維持管理、民間企業との連携や事業の効率化に取り組む必要があります。

(2) 基本目標

現状や課題に関する基本認識を踏まえつつ、以下の視点を基本目標として、地域のまちづくりの将来像を見据えた公共施設の適正な配置等の検討を行ないながら、効率的・効果的な施設運営によって、持続可能な住民サービスの提供を図ります。

① 次世代への継承可能な施設供給量の適正化

次世代に過度な負担を残さないよう施設の適切な更新を進めていくために、将来の人口動向や財政状況を踏まえ、公共施設の再編・コンパクト化（統合、廃止及び解体等）による施設総量の適正化を図り、「供給量の適正化」を推進します。

② 既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえ、今後も継続していく必要がある施設については、計画的な修繕・改善による施設の品質の保持と機能の改善に努め、「既存施設の有効活用」を図っていきます。

③ 効率的な管理・運営と住民ニーズに対応したサービスの提供

施設の利用者数と維持管理に係る費用のバランスを考慮し、運営方法を見直し、経営的視点をもって公共施設の効率的な管理・運営を推進します。

また、施設の総量を減らす方向であっても、これまで以上に充実した公共サービスを提供するため、地域のニーズの変化に的確に対応するとともに、誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリーやユニバーサルデザインへの対応を推進していきます。

インフラ資産は、社会基盤が脆弱な地域には安全性・機能性を考慮した基盤整備を行うなど、住民生活に必要な機能は確保し、ニーズに応えていきます。

④ 安全な公共施設等の管理

施設の維持管理については、損傷などが発生した後に修繕などを行う「事後保全型」から、計画的に保全や改築などを行う「予防保全型」へと転換し、施設の長寿命化を進め、安全安心な公共施設等の維持管理を行っていきます。

インフラ資産は、点検・診断の結果や施設の重要性・必要性に応じて、健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。

(3) 公共施設等の管理に関する基本方針

現状や課題に対する認識を踏まえて、本町の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を示します。

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○目視等の日常点検を強化し、法定点検等の定期点検を民間委託により実施します。 ○点検・診断の結果や施設の重要性・必要性に応じて、老朽化対策等を推進します。 ○点検・診断等の履歴を集積・蓄積し、個別施設計画の見直しに反映していきます。
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○予防保全型の維持管理を推進し、建物寿命の延命化に努めます。 ○トータルコストの縮減・平準化し、建替え等に係る負担を軽減します。 ○点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や統合・廃止の方針との整合性に留意します。 ○維持管理・修繕・更新等の履歴を集積・蓄積し、個別施設計画の見直しに反映します。 ○アウトソーシングやPPP/PFIなどの民間活力の活用を検討します。
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。 ○危険性の高い施設については、周辺環境への影響を考慮した安全確保に努めます。 ○災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。 ○今後も、防災上必要な施設は、耐震性の向上を図るとともに、町の「建築物耐震改修促進計画」に基づき、実施します。 ○災害時の拠点施設としての機能確保の観点も含め、利用状況や優先度を踏まえながら計画的な改善・更新等により、機能の維持継続を検討します。
4) 長寿命化の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。 ○インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢を踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストを縮減します。 ○長寿命化修繕計画等の個別の施設計画との整合を図り、必要に応じて適宜見直しを図り、長寿命化を実施します。

項目	実施方針
5) 統合や廃止の推進方針	<p>○施設の整備状況、利用状況、運営状況、費用の状況等を踏まえ、必要に応じて公共施設の統合・廃止や規模縮小等を検討します。</p> <p>○施設の現状を評価するために必要な施設毎の費用の比較による費用対効果や機能水準の向上、ニーズ目的への適合性等の指標を用いて、「継続」、「転用・統廃合」、「廃止・取壊し」等の方向付けを行います。</p> <p>○検討方針を踏まえ、施設特性を考慮した全体及び地区ごとのサービス（機能）の維持・効率化等の検討を推進します。</p> <p>○他目的の公共施設等や民間施設の利用・複合化等についても検討します。</p>
6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>○全職員を対象とした研修や担当職員の技術研修等の実施を推進します。</p> <p>○適正管理に必要な体制について、民間（委託・指定管理制度・地域移管など）も含めた体制整備を検討します。</p>

(4) 公共施設の保有量の縮減

施設保有量の縮減に際しては、「統合インフラマネジメント基本計画」に則して、施設の再編・コンパクト化を推進するものとして、具体的な施設（用途）の改善については、詳細な施設の現況や課題、住民のニーズ等を踏まえ、個別計画の中で検討していきます。

表 5.1.1 公共施設の再編方針の区分

区分	適用
I 解体・減築（廃止）	①解体（廃止）の方針を決定している施設 ②施設の老朽化、安全性に支障がある施設 ③改修によって施設の延床面積を減らす施設
II 改善・見直し	
1 継続	①現施設を大規模改修などの長寿命化により継続する施設
2 転用	公共サービスは必要、他の施設で提供が可能な用途を変更 ①地域や住民の運営により移管 ②民間施設の利用（委託・指定管理者制度） ③施設が無くても提供可能な（代替サービス）
3 統廃合・複合化	同種・類似している複数の用途を1つの施設に集約化 ①施設の複合化などの統廃合 ②類似機能の共有化
4 払下げ・移管	他の主体に施設を払下げ、移管して町の関与を無くす ①適切な施設管理者が存在して、当事者の了解を得られた施設
5 広域化・多機能化	①他自治体の施設を利用 ②一部事務組合・広域連合・民間施設等の利用 ③独立して必要のない施設
III 新設・増築（更新）	①建替えの方針を決定している施設 ②拡張など新たに施設を新設・増築

(5) 公共施設の縮減目標

公共施設の保有量の縮減、財政的な制約を考慮した削減を目指します。

- ① 公共施設全体の保有量を計画的な再編・コンパクト化により縮減を図ります。
- ② 公共施設全体の保有量を縮減し、さらに長寿命化により更新等費用の削減を図ります。

なお、今後の財政収支や公共施設の現況、人口動向など、社会経済情勢の変化に応じて適宜見直しを行います。

1) 解体・減築による公共施設の更新等費用の縮減

施設の保有量の縮減は、次のような計画的な縮減を目指します。

①施設の老朽化、安全性に支障がある施設の縮減

施設の劣化状況の把握や周辺環境への影響を考慮した安全確保に努めるとともに、施設の老朽化、安全性に係る重要度・緊急度などの評価を踏まえ、改修や解体等の優先順位を明確化し、中長期的な更新・改修計画に基づく、施設の縮減を目指します。

②計画的なトータルコストの縮減

施設の改修は、点検・診断結果を踏まえながら、予防保全型の維持管理を推進し、修繕・更新等の優先度を考慮した建物寿命の延命化を図ります

また、既存施設の整備状況、利用状況、運営状況、利用料金等を踏まえ、改修や更新時において規模縮小の改善を含めて、計画的なトータルコストの縮減に努めます。

③施設の複合化などの統廃合による施設の縮減

個別施設の検討方針に基づき、施設特性を考慮したサービス（機能）の維持・効率化、他目的の公共施設や民間施設の利用等を踏まえ、類似機能や近隣施設の集約化・複合化など、必要に応じた統合・廃止や規模縮小による施設の縮減を目指します。

2) 長寿命化による公共施設の更新等費用の縮減

全国的に模索されている公共施設の長寿命化に対する取り組みの状況に注視して、有効な長寿命化型のマネジメントサイクルが確立した段階で、本町においても長寿命化型のマネジメントサイクルを採用して将来費用の縮減を進めます。

3) 公共施設等の管理に関する基本方針に基づく計画の推進

この他、関連計画との整合を図りながら、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針に基づく、個別施設ごとの計画の検討、推進により、将来の公共施設に係る更新費用の縮減を目指します。

2. 施設類型ごとの管理に関する基本方針

(1) 行政系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・行政関連施設は建物全体のうち建物棟数 22.1%、延床面積 11.6%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 56.9%を占めています。 ・庁舎の建て替えが行われ、災害時における防災拠点施設の安全性が確保されましたが、旧庁舎が処分の仮定で残されており、跡地利用も含めた検討が必要となっています。 ・消防団の詰所については、将来的な消防団組織のあり方を検討するとともに、適正な配置の検討が必要となっています。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>修繕は、老朽化による補修など、事後保全の考え方から必要に応じて事後対応を実施してきました。</p> <p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>平常時の安全だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保や災害危険性と耐震化・耐震診断の実施状況を考慮し、旧耐震基準で建築物については、住民の安全確保を第一に必要な施設の耐震化・耐震診断の実施等に取り組んでいきます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>既に用途を終えた建物の廃止を進めます。</p> <p>老朽化の進行する建物は、建替えや補修計画のなかで、地域のニーズに対応した避難場所等の防災拠点施設との複合化や移転などを検討します。</p>

	消防団の詰所については、将来的な消防団組織のあり方を検討するとともに、統廃合や建物構造の簡便化についても模索して、適正な施設配置の検討が必要となっています。
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。

(2) 住宅系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅系施設は建物全体のうち建物棟数 11.5%、延床面積 10.2%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 46.9%を占めています。 ・老朽化の進んだ施設や、既に役割を終えた施設については、供給量の見直しの観点から「廃止」の方向で検討が進める必要があります。 ・他の住宅についても、修繕・更新等を行うにあたって、PPP/PFI などの手法の導入について検討を進めて、民間の資本・ノウハウを活用することによる省コスト化を検討する必要があります。 ・また、住宅の直接支給から家賃補助等の形式に切り替えることにより、民間の賃貸住宅や空き家を活用するなど、行政コストを軽減しながら、民業を活用して同程度以上の事業効果を得ることについても検討して、地域経済を活性化させることについても検討する必要があります。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>日常点検、定期点検は、「鯉ヶ沢町営住宅長寿命化計画」に基づいて実施します。より一層計画的かつ効率的に日常点検、定期点検、臨時点検、診断に取り組みます。</p> <p>また、住棟単位の修繕履歴をデータ管理し、随時、履歴を確認できる仕組みにより整理します。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、標準修繕周期を踏まえて定期的な点検を行い、適切な時期に予防保全的な修繕を行うことで、居住性・安全性等の維持・向上を図り、長期的に活用します。</p> <p>老朽化の進んだ施設や、既に役割を終えた施設については、供給量の見直しの観点から「廃止」して、施設量の縮減を図ります。</p> <p>また、一定の居住性や安全性等が確保されており長期的な活用をはかるべき住棟において、耐久性の向上や、躯体への影響の低減、維持管理の容易性向上の観点から予防保全的な改善を行います。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>老朽化が進行した建物は、「鯉ヶ沢町営住宅長寿命化計画」に基づき、建替えや修繕を含め安全確保に取り組みます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>「鯉ヶ沢町営住宅長寿命化計画、公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成 21 年 3 月国土交通省）」に基づき、対処療法的</p>

	<p>な維持管理から、予防保全的な維持管理及び耐久性の向上等を図るため、日常的な保守点検、計画修繕、改善事業を充実し、ストックの長寿命化を推進します。</p> <p>仕様水準の改善向上による修繕サイクルの延伸に努め、予防保全的な維持管理の推進によるライフサイクルコストの縮減を図ります。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>老朽化の進行する建物は、「鱈ヶ沢町営住宅長寿命化計画」や「インフラマネジメント基本方針」に基づき、建替え等の検討を推進します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p> <p>建物の大規模な修繕・工事等の適切な維持管理に努めるとともに、職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(3) 子育て支援系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援系施設は建物全体のうち建物棟数 0.8%、延床面積 1.5%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 100.0%を占めています。 ・子育て支援施設は、少子化の影響を受けて将来的な需要減少が見込まれますが、未来の鯉ヶ沢を担う人材育成の基本となる施設であることから、学校施設との複合化や民間資本の活用など、様々な対策を模索するとともに、その機能を維持する必要があります。 ・また、あるべき学校教育環境の検討に合わせて、児童福祉のあり方についても検討していく必要があります。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。
3) 安全確保・耐震化の実施方針	修繕や改築等により機能維持を図っていくものであるが、耐震性についても、今後の子育て支援施設の在り方を踏まえ、総合的な見地から施設の安全確保に取り組んでいきます。
4) 長寿命化の実施方針	予防保全による長寿命化が必要な建物・部位・部材等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。
5) 統合や廃止の推進方針	当分の間は現状を維持するものであるが、老朽化の進行状況や今後の児童数の動向、学校教育環境のあり方、民間事業者を含めた地域の需給バランスなどを踏まえ、子育て支援施設の在り方について総合的に検討します。 なお、統廃合などに伴う移転後の建物は、解体等を検討します。
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。
-------------------------------	---

(4) 学校教育系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育系施設は建物全体のうち建物棟数 11.5%、延床面積 16.6%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 61.6%を占めています。 ・児童生徒の減少が進んでいるとともに、学校施設の老朽化が進んでおり、それぞれの施設は現在の児童・生徒数に照らすと過大な規模となっていることが想定され、現在の規模のまま大規模修繕工事を実施することが、過大な投資となることも懸念されています。 ・段階的な集約も検討しつつ、最終的には全町の義務教育を担う「義務教育学校」への再編成を検討する必要があります。この際に、学校の統廃合にあたっては、児童生徒はもとより、保護者、地域住民の理解が求められることから、住民を含めた「将来のあるべき学校環境について」の検討会議を設けて、「今後の少子化の見通し」や「適正な学級規模・学校規模」、「立地」、「通学支援のあり方」等についての検討を通じて、将来的な義務教育学校化へのコンセンサスを形成することが求められます。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組みます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p> <p>また、文部科学省の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」（平成 27 年 3 月）や「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（平成 27 年 4 月）を踏まえ、長寿命化に取り組めます。</p>

<p>5) 統合や廃止の推進方針</p>	<p>児童・生徒数の減少に伴い、余裕教室や学校用途に限定しない広い視点での有効活用を検討します。</p> <p>稼働期間が短く、ランニングコスト等を考慮しても高負担施設である学校プールを廃止して、授業をスポーツセンターの室内温水プールで行う、減築や統廃合について検討するなど、あるべき教育環境についての検討を推進します。</p> <p>休日・夜間の施設の利用や屋内運動場の一般開放などをはじめ、公共施設の全体で効率的な施設の利用に向けて検討します。</p>
<p>6) ユニバーサルデザイン化の推進方針</p>	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
<p>7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針</p>	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p> <p>学校施設の適切な管理・運営を図るため、教育委員会だけでなく、他の部局と連携して取り組んでいきます。</p>

(5) 社会教育系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育系施設は建物全体のうち建物棟数 2.0%、延床面積 9.9%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 11.8%を占めています。 ・日本海拠点館などの大規模な延床面積を保有します。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組みます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>予防保全による長寿命化が必要な建物・部位・部材等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>旧耐震基準の建物で、老朽化の進行する建物は、耐用年数の経過時期に応じて、今後の利活用や安全性を考慮した上で、解体を含めた統廃合を検討します。</p> <p>日本海拠点館については、施設の修繕費用や維持管理費用、町内の利用ニーズ等、用途の転用も含めて総合的に勘案しながら段階的に、効果的な施設利用の拡大を目指すこととします。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(6) スポーツ・レクリエーション系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ・レクリエーション系施設は建物全体のうち建物棟数 11.5%、延床面積 10.3%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 32.2%を占めています。 ・一部で指定管理制度を活用し、大規模な施設の面積を保有しています。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組めます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>予防保全による長寿命化が必要な建物・部位・部材等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組めます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>老朽化の進行する建物は、耐用年数の経過時期に応じて解体等を検討します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p> <p>スポーツ施設、観光レクリエーション施設それぞれについて、より効率的な管理運営に向けた検討を行います。</p>

(7) 保健・福祉系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・保健・福祉系施設は建物全体のうち建物棟数 2.0%、延床面積 3.4%です。 ・築 30 年以上が経過した施設は存在しません。 ・今後、高齢化の進展に伴い需要が増し、施設の維持補修等が課題となります。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組みます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p> <p>また、今後策定する個別の施設計画については、予防保全による長寿命化が必要な建物・部位・部材等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組みます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>保健・福祉系施設は、高齢人口の増加に伴い対象施設の不足が懸念されます。今後、更新時期を迎える他の施設の複合化、利活用も含めた今後の施設のあり方について検討します</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(8) 町民文化系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・町民文化系施設は建物全体のうち建物棟数 13.8%、延床面積 10.7%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 75.9%を占めています。 ・地域利用の多い施設でもあり、指定管理制度を活用しています。 ・今後 10 年で更新時期を迎える施設もあり、改修・更新も含めた今後の施設のあり方が課題となります。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組めます。</p> <p>築 30 年以上経過した建物は、耐震性の確保などの安全確保に取り組めます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>予防保全による長寿命化が必要な建物・部位・部材等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組めます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>町が所有する施設は、各地域への移譲を検討し、委譲が困難で耐用年数を迎える施設は、地域住民との施設のあり方を検討した上で維持管理等を推進します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(9) 産業系施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> 産業系施設は建物全体のうち建物棟数 4.7%、延床面積 5.7%です。 築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 43.0%を占めています。 一部委託、指定管理制度を活用しています。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組めます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>予防保全による長寿命化が必要な建物・部位・部材等を検討し、長寿命化計画の策定に取り組めます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>周辺の利用可能な施設の状況や地域産業のニーズを踏まえつつ、民間移譲や統廃合を検討します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(10) 公園施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> 公園施設は建物全体のうち建物棟数 3.6%、延床面積 1.6%です。 築 30 年以上が経過した施設は存在しません。 管理棟以外に便所等の付属施設・遊具設備も多く、利用上の安全性を含めて老朽化などの維持管理が課題となります。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組みます。</p> <p>点検・診断結果により、危険性が認められた場合は早急に撤去もしくは修繕を実施します。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p> <p>また、今後策定する個別の施設計画については、国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針(案)」(平成 24 年 4 月)を踏まえ、長寿命化計画の策定に取り組みます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>老朽化が進行している建物の修繕・改築等とあわせて、耐用年数の経過時期に応じて、解体等を検討します。</p> <p>その他の建物についても、改修・更新も含め今後の施設のあり方について検討します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>

7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。
-------------------------------	---

(1.1) 供給処理施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> 供給処理施設は建物全体のうち建物棟数0.4%、延床面積0.1%です。 築30年以上が経過した施設は存在しません。 対象施設は、水産廃棄物処理施設のみであり、施設の役割を既に終えています。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	廃止に向けた検討を行います。
3) 安全確保・耐震化の実施方針	新耐震基準に基づく施設であり、安全運営に努めます。
4) 長寿命化の実施方針	廃止に向けた検討を行います。
5) 統合や廃止の推進方針	既に役割を終えた施設であることから、廃止に向けた検討を行います。
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	廃止に向けた検討を行います。
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	廃止に向けた検討を行います。

(12) その他施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<ul style="list-style-type: none"> ・その他施設は建物全体のうち建物棟数 16.2%、延床面積 18.3%です。 ・築 30 年以上が経過した施設の延床面積は 88.1%を占めています。 ・築 60 年以上が経過した施設は 17.8%です。 ・施設再編の過程として、普通財産として多くの施設保有しており、積極的な処分が課題となります。

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を目視等により強化し、民間委託により消防設備などの定期点検・法定点検を実施していきます。</p> <p>なお、これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、施設の重要性・必要性に応じて、維持管理・修繕・更新を含む老朽化対策等に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後は、予防保全型維持管理の考え方を取り入れ、点検・診断結果を踏まえながら、修繕・更新等の優先度を判定し、また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用し、計画的な長寿命化、更新等の考え方や、統合・廃止の方針との整合性に留意し、取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>普通財産の施設は廃校等の既に役割を終えた施設が多く、老朽化により施設の安全性に課題を抱えることとなるため、廃止・解体に向けた検討を進めます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>既に役割を終えて普通財産となった老朽施設については、計画的に廃止・解体を進めます。</p> <p>また、継続使用する施設は、他施設への機能移転や民間施設の利用・複合化等についても検討します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(13) 道路・橋梁

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<p>(道路) 道路舗装の維持・更新は予算措置を考慮した計画的な更新が課題です。</p> <p>(橋梁) 整備後 30 年以上を経過する橋梁は、59.8% (60 年以上経過する施設の割合は 0.1%) を占めています。</p>

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>道路は路面調査及び防災点検調査などを実施し、橋梁は橋梁定期点検により、5 年間隔を目処に継続的に実施しています。</p> <p>これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、管理台帳等のデータ整備や情報管理による維持管理・修繕・更新等へ対策に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>橋梁は、「鯉ヶ沢町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、道路ネットワークとしての重要性・緊急性を踏まえつつ、健全度の把握、日常的な維持管理に加え、個々の橋梁に対して最も効率的・効果的な修繕を計画的に実施します。</p> <p>また、維持管理・修繕・更新等の履歴を活用して、点検・診断結果を踏まえながら優先度を判定し、計画的な修繕、更新等に取り組んでいきます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>構造安全性の確保、交通安全性の確保、第三者被害の防止、並びに橋梁アセットマネジメント支援システムを活用した効率的かつ計画的な維持管理を行うことを目的として、定期点検、詳細調査、特別点検、対策工事等を実施します。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>「鯉ヶ沢町橋梁長寿命化修繕計画」を踏まえ、河川改修計画、街路計画あるいは道路拡幅計画などによって架替が予定されている橋梁、更新が望ましい橋梁、あるいは環境・立地条件や機能上の理由から更新が必要な橋梁に関しては、更新を前提とした維持管理を行います。計画的更新対象以外の橋梁については、予防保全の考え方を取り入れた長寿命化対策によって維持管理費用の縮減を図ります。</p>
5) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
6) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(14) 上水道等施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<p>・上水道等施設（管路）の法定耐用年数 40 年とすると、整備後 40 年以上を経過する管路の割合は約 30%を占めています。</p>

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>点検・診断は、日常点検を職員が目視等により実施し、漏水調査及び管路巡視調査などの定期・法定点検は、民間委託により実施していきます。</p> <p>これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、固定資産台帳・管理台帳等のデータ整備や情報管理による維持管理・修繕・更新等へ対策に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>今後、法定耐用年数を超える管路・施設が増加するため、点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>施設の老朽化が進行し、耐震診断を未実施である施設は、耐震診断および耐震改修を進めて安全確保に取り組めます。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p> <p>今後、検討する「水道事業のアセットマネジメント計画」等を踏まえ、長寿命化が必要な施設・部位・部材等を確認し、施設の長寿命化に取り組めます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>老朽化が進行している施設の修繕・改築等とあわせて、耐用年数の経過時期に応じて、解体等を検討します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>上水道等施設の管理は、職員と民間委託により今後も、より一層効率的な管理体制の構築に向けて検討を行います。</p> <p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

(15) 下水道等施設

■用途別施設の現況整理

現状及び課題等
<p>・下水道等施設（管路）の法定耐用年数 50 年とすると、整備後 40 年を経過する管路はなく、整備後 20～29 年が 77.4%と多く、比較的新しい管路が多くを占めます。</p>

■用途別施設の実施方針

項目	実施方針
1) 点検・診断等の実施方針	<p>「下水道維持管理指針」（日本下水道協会、平成 26 年 9 月）に基づき、計画的かつ効率的な点検・診断等の体制を構築します。</p> <p>点検・診断は、日常点検を職員が目視等により実施し、漏水調査及び管路巡視調査などの定期・法定点検は、民間委託により実施していきます。</p> <p>これら点検・診断等を計画的かつ効率的な定期点検、緊急点検、日常点検や診断の実施により充実を図るとともに、固定資産台帳・管理台帳等のデータ整備や情報管理による維持管理・修繕・更新等へ対策に取り組んでいきます。</p>
2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針	<p>点検・診断結果を踏まえ、修繕等の優先度を判断し、計画的に維持管理・修繕・更新等の実施に取り組みます。</p>
3) 安全確保・耐震化の実施方針	<p>点検・診断結果又は町民からの通報により、危険性が認められた場合は早急に応急措置や修繕を実施します。</p>
4) 長寿命化の実施方針	<p>今後とも保持していく必要がある施設については、定期的な点検や修繕による予防保全に努めるとともに、計画的な機能改善による施設の長寿命化を推進します。</p> <p>今後、公共下水道は、「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）（平成 25 年 9 月国土交通省）」を踏まえ、長寿命化が必要な施設・部位等を確認し、施設の長寿命化に取り組みます。</p>
5) 統合や廃止の推進方針	<p>老朽化が進行している建物の修繕・改築等とあわせて、耐用年数の経過時期に応じて、解体等を検討します。</p>
6) ユニバーサルデザイン化の推進方針	<p>誰にとっても使いやすい公共施設となるように、施設の修繕や建替えに際してはバリアフリー化やユニバーサルデザインの採用などの対応を推進します。</p>
7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	<p>下水道等施設の管理は、今後も、より一層効率的な管理体制の構築に向けて検討を行います。</p> <p>職員による適正な管理体制の仕組みづくり、民間を含めた管理体制の整備により計画的・効率的な体制整備の実現に向けて検討を行います。</p>

3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策の検討

今後の公共施設等の総合的な管理の取組みは、各部門の横断的、一元的な管理を行い、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

(1) 全庁的な取組体制の構築

公共施設等の管理は、施設ごとに担当部署において管理されており、公共施設等の管理に関する情報が全庁的に共有されていないものがないため、総合的かつ計画的に管理することができるよう全庁的な取組体制が必要となります。

この情報を総合的かつ計画的に管理することは、地域の実情にあった将来のまちづくりを進める上で不可欠であるため、情報の集約の段階から全庁的な体制を構築し、公共施設等の情報を管理・集約する部署を定めることが必要となります。

(2) 専門組織による公共施設等総合管理計画の検討

全庁的な合意形成を図る機関として、庁内組織として各所管課の担当職員で構成される「鯉ヶ沢町公共施設等総合管理計画に係る庁内検討委員会」を設置し、施設の効率的な維持管理を行うための推進体制を構築します。

今後は、庁内横断的な検討を行うため、公共施設等マネジメントの専任部署が主体となり、本計画の検討や施設所管課で保有する公共施設について、一元的な情報集約等を推進します。

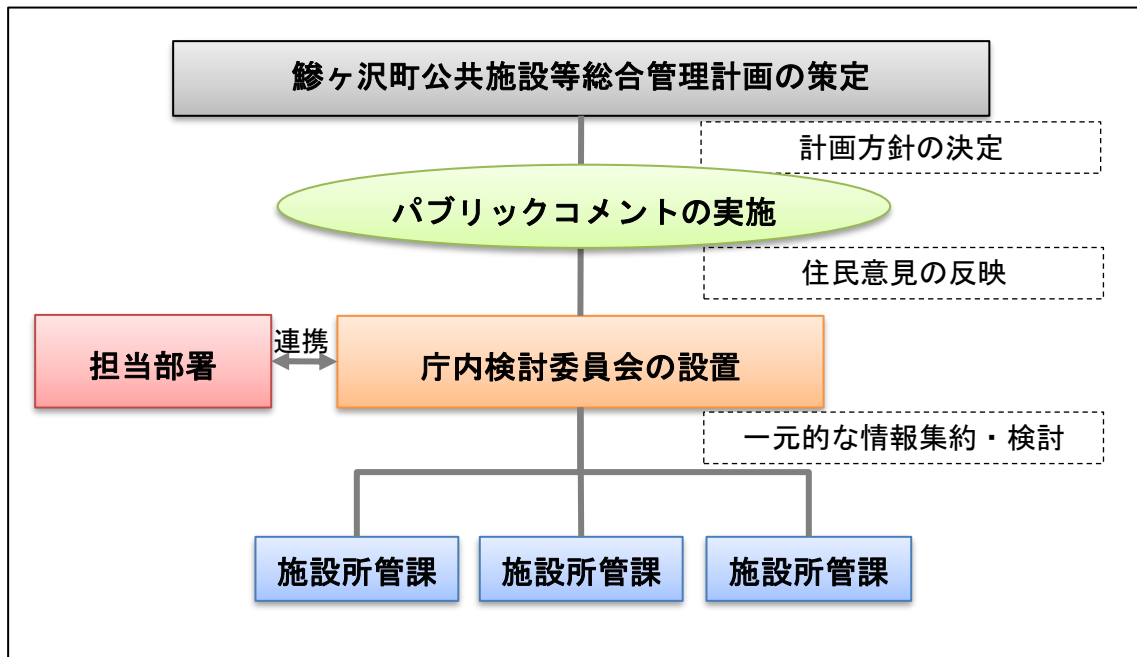


図 5.3.1 公共施設等総合管理計画検討に係る取組体制

(3) 町民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等の維持管理には、今後も町民が利用する施設の再配置や統廃合等も視野に入れての検討を伴うことから、町民の理解が必要不可欠となります。

そのため、町民からの意見を広く募り、公共施設等のあり方について、町民の意向を反映させる仕組みや、町民との協働による公共施設の維持管理のあり方について、中長期的に検討していく必要があります。

また、ホームページ・広報紙等を活用した計画の進捗報告や広報、説明会等による町民への理解を深めながら、公共施設の利活用に関する情報や課題の共有を推進します。

(4) 民間活力の活用検討

公共施設等のマネジメントを推進する上で、「運営経費の適正化」「町民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが重要です。現在も委託や指定管理者制度を導入していることから、今後も、PPP や PFI を含めた民間企業の資金や手法を活用し、事業の効率化や町民サービスの充実を図るための民間活力の活用について検討します。

(5) 公共施設等の情報管理・情報共有

公共施設等マネジメントの推進には、人件費や修繕費等の維持管理費用、利用状況や費用対効果など、適宜把握し分析をする必要があります。

そのため、データベースなどによる一元的に情報の管理・共有を図り、全庁内で有効活用を推進していきます。

今後は、各施設の所管課から修繕履歴や建替え等に関する情報を集約し、一元的な情報管理のもとでデータベースを滞りなく更新することにより、常に最新の状態に保ちながら庁内での情報共有を図ります。

こうして、一元化されたデータから施設の利用状況や修繕履歴や点検結果等を把握し、そのうえで、施設の長寿命化計画策定のための基礎情報としての活用や余剰施設の抽出、組織の枠を超えた再編・再配置に向けた検討を行います。

また、一元管理されたデータを庁内で共有し、施設を評価するためのシステムの導入を検討していくとともに、固定資産台帳や公有財産台帳などとの連携を図り、全庁的、横断的かつ効率的な管理・運営に努めます。

(6) フォローアップの実施方針

本計画のフォローアップは、以下の手順で実施します。

- 1) 計画 (Plan) ;
上位・関連計画との整合に留意し、『鯉ヶ沢町公共施設等総合管理計画』を策定
- 2) 実施 (Do) ; 庁内横断的に『施設のマネジメント』の実施
- 3) 検証 (Check) ; 供給、品質、財務の観点から『検証』の実施
- 4) 改善 (Action) ;
検証結果で、機能の低下や利用者の減少傾向がある場合は『改善』を実施
(利用料の改善、運営費用の削減、更新、統廃合等)
- 5) 計画 (Plan) ;
評価内容に従い公共施設等総合管理計画の「見直し」を実施

以下、P → D → C → A と繰り返し

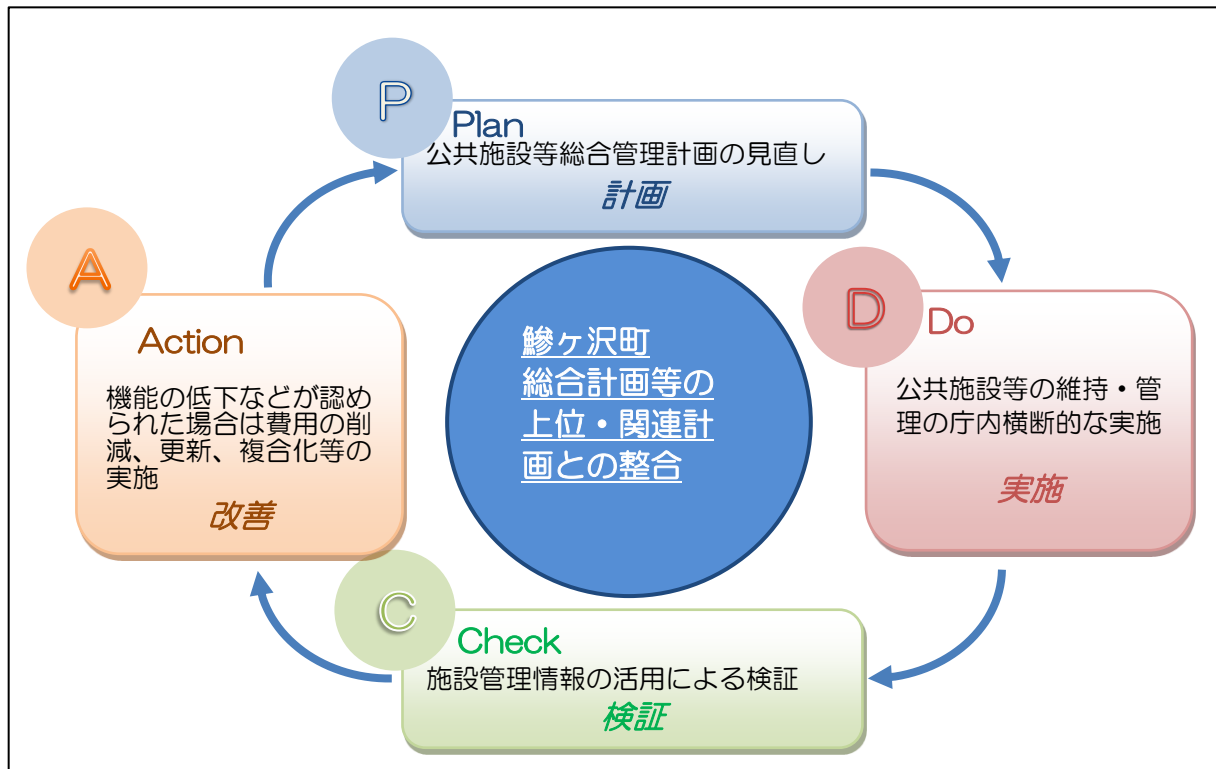


図 5.3.2 フォローアップの実施方針のイメージ

卷末資料 公共施設一覽

分類	番号	建物名称	延床面積	整備年度
1. 行政系施設		56施設	11,820 m	
行政系施設	1	鱈ヶ沢町役場(旧庁舎 1 F)	1,202	1973
行政系施設	2	鱈ヶ沢町役場(旧庁舎 2 F)	1,180	1973
行政系施設	3	鱈ヶ沢町役場(旧庁舎 3 F)	1,180	1973
行政系施設	4	鱈ヶ沢町役場(旧庁舎 4 F)	34	1986
行政系施設	5	鱈ヶ沢町役場(旧庁舎屋上)	134	1973
行政系施設	6	鱈ヶ沢町役場(旧庁舎車庫)	186	1973
行政系施設	7	鱈ヶ沢町役場庁舎棟	3,930	2020
行政系施設	8	鱈ヶ沢町役場車庫棟	111	2020
行政系施設	9	鱈ヶ沢町役場倉庫棟	150	2020
行政系施設	10	鱈ヶ沢町役場駐輪場	4	2020
行政系施設	11	鱈ヶ沢消防署(消防本部)	2,249	1988
行政系施設	12	第1分団第1部屯所(大和田)	77	1977
行政系施設	13	第1分団第2部屯所(富根町)	19	1982
行政系施設	14	第1分団第3部屯所(漁師町)	53	1971
行政系施設	15	第1分団第4部屯所(浜町)	57	1990
行政系施設	16	第1分団第5部屯所(田中町)	57	1991
行政系施設	17	第2分団第1部屯所(赤石町)	49	1973
行政系施設	18	第2分団第2部屯所(牛島)	12	1996
行政系施設	19	第2分団第3部屯所(姥袋町)	12	1996
行政系施設	20	第2分団第4部屯所(日照田町)	12	1998
行政系施設	21	第2分団第5部屯所(館前町)	12	1996
行政系施設	22	第2分団第6部屯所(深谷町)	12	1998
行政系施設	23	第2分団第7部屯所(細ヶ平)	12	1998
行政系施設	24	第2分団第8部屯所(黒森)	12	1997
行政系施設	25	第2分団第9部屯所(山子)	33	2005
行政系施設	26	第2分団第10部屯所(目内崎)	18	1991
行政系施設	27	第2分団第11部屯所(金沢)	16	1999
行政系施設	28	第2分団第12部屯所(種里町)	57	1991
行政系施設	29	第2分団第13部屯所(小森町)	14	1999
行政系施設	30	第2分団第14部屯所(梨中)	12	1997
行政系施設	31	第2分団第15部屯所(鬼袋町)	14	1999
行政系施設	32	第2分団第16部屯所(一ツ森町)	12	1998
行政系施設	33	第3分団第1部屯所(宮浜)	57	2002
行政系施設	34	第3分団第2部屯所(館)	54	1976
行政系施設	35	第3分団第3部屯所(上野)	11	1979
行政系施設	36	第4分団第1部屯所(中村町)	48	1982
行政系施設	37	第4分団第2部屯所(中下)	12	1997
行政系施設	38	第4分団第3部屯所(間木)	12	1996
行政系施設	39	第4分団第4部屯所(浜横沢町)	18	1982
行政系施設	40	第4分団第5部屯所(長間瀬)	12	1997
行政系施設	41	第4分団第6部屯所(小の畑)	12	1998
行政系施設	42	第4分団第7部屯所(除木)	12	1997
行政系施設	43	第4分団第8部屯所(一本杉)	14	2000
行政系施設	44	第4分団第9部屯所(白沢)	14	2000
行政系施設	45	第4分団第10部屯所(松代町)	15	1999
行政系施設	46	第4分団第11部屯所(長平町)	56	1997
行政系施設	47	第4分団第12部屯所(和開開拓)	12	1997
行政系施設	48	第5分団第1部屯所(北浮田町)	24	2003
行政系施設	49	第5分団第2部屯所(南浮田町)	26	1975
行政系施設	50	第5分団第3部屯所(湯舟町)	57	1995

分類	番号	建物名称	延床面積	整備年度
1. 行政系施設		56施設	11,820 m ²	
行政系施設	51	第5分団第4部屯所(小屋敷町)	57	1992
行政系施設	52	第5分団第5部屯所(建石町)	57	1994
行政系施設	53	第5分団第6部屯所(保木原)	13	1982
行政系施設	54	第5分団第7部屯所(川尻)	19	1994
行政系施設	55	除雪センター(車庫・宿直室)	144	1992
行政系施設	56	除雪センター(車庫)	132	1992
2. 住宅系施設		30施設	10,415 m ²	
住宅系施設	1	小夜団地(住宅1)	239	1982
住宅系施設	2	小夜団地(住宅2)	159	1998
住宅系施設	3	小夜団地(住宅3)	319	1998
住宅系施設	4	小夜団地(住宅4)	78	1998
住宅系施設	5	小夜団地(住宅5)	53	1998
住宅系施設	6	小夜団地(住宅6)	395	1999
住宅系施設	7	小夜団地(住宅7)	315	1999
住宅系施設	8	小夜団地(住宅8)	214	1999
住宅系施設	9	小夜団地(住宅9)	395	1999
住宅系施設	10	大鳴戸団地(住宅1)	435	1975
住宅系施設	11	大鳴戸団地(住宅2)	958	1982
住宅系施設	12	大鳴戸団地(住宅3)	539	1983
住宅系施設	13	大鳴戸団地(住宅4)	551	1977
住宅系施設	14	大鳴戸団地(住宅5)	831	1977
住宅系施設	15	鳴戸団地(住宅1)	202	2006
住宅系施設	16	鳴戸団地(住宅2)	157	2006
住宅系施設	17	鳴戸団地(住宅3)	202	2007
住宅系施設	18	鳴戸団地(住宅4)	314	2007
住宅系施設	19	鳴戸団地(住宅5)	405	2008
住宅系施設	20	鳴戸団地(住宅6)	202	2009
住宅系施設	21	鳴戸団地(住宅7)	157	2009
住宅系施設	22	鳴戸団地(住宅8)	157	2010
住宅系施設	23	鳴戸団地(住宅9)	315	2017
住宅系施設	24	上野団地(住宅1)	432	1977
住宅系施設	25	上野団地(住宅2)	409	1977
住宅系施設	26	上野団地(住宅3)	490	1981
住宅系施設	27	阿部野団地(住宅1)	369	1997
住宅系施設	28	阿部野団地(住宅2)	892	1997
住宅系施設	29	省エネ型住宅	231	2008
3. 子育て支援施設		2施設	1,513 m ²	
子育て支援施設	1	鱈ヶ沢こども園	974	1978
子育て支援施設	2	ここにこども館	539	1969
4. 学校教育系施設		29施設	16,868 m ²	
学校教育系施設	1	西海小学校(校舎 教室棟)	801	1969
学校教育系施設	2	西海小学校(校舎 管理教室棟)	1460	1969
学校教育系施設	3	西海小学校(校舎 給食室)	110	1969
学校教育系施設	4	西海小学校(校舎 教室棟)	1330	1970
学校教育系施設	5	西海小学校(倉庫)	7	1986
学校教育系施設	6	西海小学校(物置)	4	1986
学校教育系施設	7	西海小学校(体育館)	743	1970
学校教育系施設	8	舞戸小学校(校舎 町道側)	2615	1995
学校教育系施設	9	舞戸小学校(校舎 ⅡⅠⅠ側)	1740	1995
学校教育系施設	10	舞戸小学校(渡り廊下)	18	1995

分類	番号	建物名称	延床面積	整備年度
4. 学校教育系施設		29施設	16,868 m	
学校教育系施設	11	舞戸小学校(校舎 給食室)	119	1995
学校教育系施設	12	舞戸小学校(体育館)	929	1996
学校教育系施設	13	舞戸小学校(体育館 更衣室ほか)	163	1996
学校教育系施設	14	舞戸小学校(渡り廊下)	23	1996
学校教育系施設	15	舞戸小学校(相撲道場)	19	1996
学校教育系施設	16	舞戸小学校(相撲道場)	39	1996
学校教育系施設	17	鱈ヶ沢中学校(校舎 北棟)	1738	1978
学校教育系施設	18	鱈ヶ沢中学校(校舎 中央棟)	849	1978
学校教育系施設	19	鱈ヶ沢中学校(校舎 南棟)	414	1978
学校教育系施設	20	鱈ヶ沢中学校(体育館)	1316	1978
学校教育系施設	21	鱈ヶ沢中学校(廊下)	39	1978
学校教育系施設	22	鱈ヶ沢中学校(部室棟)	147	1978
学校教育系施設	23	鱈ヶ沢中学校(車庫)	23	1978
学校教育系施設	24	鱈ヶ沢中学校(校舎 南棟)	1123	1978
学校教育系施設	25	鱈ヶ沢中学校(校舎 技術棟)	171	1978
学校教育系施設	26	鱈ヶ沢中学校(廊下)	23	1978
学校教育系施設	27	鱈ヶ沢中学校(校舎 北棟)	9	1978
学校教育系施設	28	鱈ヶ沢中学校(屋外プール付属室)	81	1978
学校教育系施設	29	鱈ヶ沢町立学校給食センター	815	1998
5. 社会教育系施設		5施設	10,025 m	
社会教育系施設	1	鱈ヶ沢町勤労青少年ホーム(研修所)	726	1979
社会教育系施設	2	総合案内施設くろもり館	251	1996
社会教育系施設	3	自然観察館ハロ-白神	298	1995
社会教育系施設	4	日本海拠点館	8293	1997
社会教育系施設	5	郷土文化保存伝習施設(光信公の館)	457	1990
6. スポーツ・レクリエーション施設		28施設	10,469 m	
スポーツ・レクリエーション施設	1	鱈ヶ沢町スポーツセンター(室内温水プール)	2,563	1996
スポーツ・レクリエーション施設	2	鱈ヶ沢町勤労者体育センター(体育館)	935	1981
スポーツ・レクリエーション施設	3	鱈ヶ沢ビームライフル射撃場(武道館)	288	1982
スポーツ・レクリエーション施設	4	鱈ヶ沢ビームライフル射撃場(倉庫)	26	1982
スポーツ・レクリエーション施設	5	町営相撲場(管理棟)	43	1982
スポーツ・レクリエーション施設	6	鱈ヶ沢中学校(第二体育館)	1,371	1972
スポーツ・レクリエーション施設	7	大高山ライフル射撃場管理棟	96	1985
スポーツ・レクリエーション施設	8	白神キャンプ場(管理棟)	74	1996
スポーツ・レクリエーション施設	9	白神さん家(休憩所)	130	1995
スポーツ・レクリエーション施設	10	長平青少年旅行村ログハウス(管理棟)	158	1996
スポーツ・レクリエーション施設	11	滞在型農園施設(ログハウス10棟)	606	1994
スポーツ・レクリエーション施設	12	滞在型農園施設(ログハウス5棟)	303	1994
スポーツ・レクリエーション施設	13	滞在型農園施設(バンガロー40棟)	843	1994
スポーツ・レクリエーション施設	14	農林漁業体験実習施設(ジャンボリーハウス)	992	1993
スポーツ・レクリエーション施設	15	地域食材供給施設(フードショップしらかば)	205	1994
スポーツ・レクリエーション施設	16	長平青少年旅行村(備品収納庫)	79	1994
スポーツ・レクリエーション施設	17	長平青少年旅行村(ログハウス ハウスロン)	59	1985
スポーツ・レクリエーション施設	18	長平青少年旅行村(木工芸体験センター クラフトハウス)	189	1991
スポーツ・レクリエーション施設	19	ふれあい広場(バーベキュー施設)	395	1995
スポーツ・レクリエーション施設	20	長平青少年旅行村(雨天集会所 どんぐりハウス)	280	1989
スポーツ・レクリエーション施設	21	伝統的家屋活用交流施設(とんべの家)	207	1994
スポーツ・レクリエーション施設	22	長平青少年旅行村(炊事場)	37	1992
スポーツ・レクリエーション施設	23	長平青少年旅行村(第二炊事場)	37	1993
スポーツ・レクリエーション施設	24	長平青少年旅行村(第三炊事場)	82	1997

6. スポーツ・レクリエーション施設		28施設	10,469 m ²
スポーツ・レクリエーション施設	25	長平青少年旅行村(公衆便所1)	85 1989
スポーツ・レクリエーション施設	26	農村景観活用交流施設(サニタリーA棟)	172 1994
スポーツ・レクリエーション施設	27	農村景観活用交流施設(サニタリーB棟)	146 1994
スポーツ・レクリエーション施設	28	はまなす公園サニタリー棟	68 2019
7. 保健・福祉系施設		5施設	3,498 m ²
保健・福祉系施設	1	旧高齢者安心住宅	356 2001
保健・福祉系施設	2	鱈ヶ沢町総合保健福祉センター(保健福祉施設)	2,889 1998
保健・福祉系施設	3	鱈ヶ沢町総合保健福祉センター(機械棟)	56 1998
保健・福祉系施設	4	鱈ヶ沢町総合保健福祉センター(車庫A)	114 1998
保健・福祉系施設	5	鱈ヶ沢町総合保健福祉センター(車庫B)	83 1998
8. 町民文化系施設		35施設	10,924 m ²
町民文化系施設	1	大然集会所	31 1997
町民文化系施設	2	日照田集会所	90 1971
町民文化系施設	3	館前集会所	231 1997
町民文化系施設	4	山子漆原防災コミュニティセンター	117 2004
町民文化系施設	5	間木集会所	68 1986
町民文化系施設	6	防災コミュニティセンターまつだい	135 1999
町民文化系施設	7	北浮田集会所(旧北浮田公民館)	349 1979
町民文化系施設	8	長平生活改善センター	291 1973
町民文化系施設	9	細ヶ平生活改善センター	96 1977
町民文化系施設	10	南金沢生活改善センター	197 1976
町民文化系施設	11	種里地区農村集会所	294 1982
町民文化系施設	12	小森林業センター	123 1978
町民文化系施設	13	一ツ森林業センター	123 1978
町民文化系施設	14	中下農村婦人の家	221 1980
町民文化系施設	15	浜横沢生活改善センター	197 1977
町民文化系施設	16	小の畑生活改善センター	236 1972
町民文化系施設	17	白沢営農総合研修所	183 1985
町民文化系施設	18	湯舟ふれあい館	219 1993
町民文化系施設	19	南浮田農業センター	314 1990
町民文化系施設	20	鳴沢農業実習センター	385 1980
町民文化系施設	21	アグリビジネスホール	565 1996
町民文化系施設	22	川尻営農総合研修所	144 1988
町民文化系施設	23	保木原農業センター	143 1988
町民文化系施設	24	鱈ヶ沢町中央公民館	968 1966
町民文化系施設	25	鱈ヶ沢町山村開発センター	1,127 1977
町民文化系施設	26	旧鱈ヶ沢第一中学校(技術棟)	324 1974
町民文化系施設	27	舞戸公民館	1,692 1983
町民文化系施設	28	赤石公民館	493 2003
町民文化系施設	29	中村公民館	428 1999
町民文化系施設	30	鳴沢公民館	335 2007
町民文化系施設	31	上野集会所	140 1983
町民文化系施設	32	芦沼僻地保健福祉館	222 1973
町民文化系施設	33	やすらぎ共同作業所(本町地区集会所)	81 2000
町民文化系施設	34	旧鱈ヶ沢老人憩の家(集会所)	234 1972
町民文化系施設	35	建石老人憩の家	128 1974

分類	番号	建物名称	延床面積	整備年度
9. 産業系施設		12施設	5,811 m	
産業系施設	1	海の駅(物産館)	1,398	2002
産業系施設	2	海の駅(売店)	149	2002
産業系施設	3	海の駅(倉庫)	68	2002
産業系施設	4	生産物直売所(やかたの休憩所)	116	1998
産業系施設	5	赤石川さけますふ化場	753	1986
産業系施設	6	赤石川さけますふ化場	1,526	1987
産業系施設	7	鱈ヶ沢町イトウ養殖施設	102	1988
産業系施設	8	鱈ヶ沢町アユ種苗生産施設	635	1997
産業系施設	9	鱈ヶ沢町アユ中間育成施設	771	1998
産業系施設	10	鱈ヶ沢町アユ養殖施設	101	2000
産業系施設	11	鱈ヶ沢町水産加工施設	77	1995
産業系施設	12	黒森木材工芸品等加工施設	115	1991
10. 公園施設		9施設	1,649 m	
公園施設	1	鱈ヶ沢町墓地公園(管理棟)	86	2000
公園施設	2	大高山総合公園(管理棟)	380	1995
公園施設	3	大高山総合公園(休憩所)	452	1995
公園施設	4	大高山総合公園(メインスタンド施設)	329	1997
公園施設	5	大高山総合公園(野外ステージ施設)	193	1997
公園施設	6	大高山総合公園(収納庫)	108	2001
公園施設	7	大高山総合公園(公衆便所)	59	1996
公園施設	8	小の畑ふれあい広場(公衆トイレ)	26	2001
公園施設	9	中村川ふれあい公園(トイレ)	16	1996
11. 供給処理施設		1施設	78 m	
供給処理施設	1	鱈ヶ沢町水産廃棄物処理施設(焼却炉施設)	78	1994
12. その他の施設		1施設	18,649 m	
その他の施設	1	小山内の家	164	1979
その他の施設	2	旧舞戸中学校校舎(校舎)	1512	1997
その他の施設	3	旧鱈ヶ沢第二中学校(スクールバス車庫)	174	1978
その他の施設	4	旧赤石小学校(校舎)	1580	1958
その他の施設	5	旧赤石小学校(体育館)	424	1971
その他の施設	6	旧赤石小学校(プール管理棟)	74	1992
その他の施設	7	旧赤石小学校(教員住宅)	50	1964
その他の施設	8	旧南金沢小学校(校舎)	1848	1980
その他の施設	9	旧南金沢小学校(体育館)	480	1980
その他の施設	10	旧南金沢小学校(体育館②)	82	1980
その他の施設	11	旧一ツ森小学校(校舎)	530	1951
その他の施設	12	旧一ツ森小学校(校舎2)	93	1951
その他の施設	13	旧一ツ森小学校(体育館)	308	1972
その他の施設	14	旧一ツ森小学校(教員住宅)	52	1978
その他の施設	15	旧中村小学校(校舎棟①-1)	1391	1982
その他の施設	16	旧中村小学校(校舎棟①-2)	554	1982
その他の施設	17	旧中村小学校(体育館)	480	1982
その他の施設	18	旧中村小学校(渡廊下)	123	1982
その他の施設	19	旧中村地区プール(プール付属室)	60	1985
その他の施設	20	旧芦沼小学校(体育館)	369	1972
その他の施設	21	旧建石小学校(校舎)	1945	1985
その他の施設	22	旧建石小学校(体育館)	540	1986
その他の施設	23	旧建石小学校(渡廊下)	77	1986
その他の施設	24	旧鳴沢小学校(校舎 教室棟1)	759	1962
その他の施設	25	旧鳴沢小学校(校舎 教室棟2)	684	1962

分類	番号	建物名称	延床面積	整備年度
12. その他の施設			1施設 18,649 m	
その他の施設	26	旧鳴沢小学校(校舎 管理棟)	439	1961
その他の施設	27	旧鳴沢小学校(体育館)	699	1965
その他の施設	28	旧鳴沢地区プール(プール付属室)	63	1980
その他の施設	29	旧鳴沢保育所	376	1977
その他の施設	30	中村排水機場 (揚水場)	29	1985
その他の施設	31	鱒ヶ沢町斎場	575	1994
その他の施設	32	鱒ヶ沢町公共駐車場内(公衆便所)	59	1994
その他の施設	33	川尻排水場(揚水場)	94	1984
その他の施設	34	旧鱒ヶ沢消防署	707	1967
その他の施設	35	旧鱒ヶ沢消防署 (資材庫)	49	1988
その他の施設	36	旧医師住宅	348	1961
その他の施設	37	旧中村保育所	349	1975
その他の施設	38	旧大高山スキー場 (管理棟 ヒュッテ)	127	1979
その他の施設	39	旧大高山スキー場 (圧雪車用車庫)	53	1984
その他の施設	40	旧鳴沢小学校山田野分校 (校舎)	264	1953
その他の施設	41	旧鳴沢小学校山田野分校 (教員住宅)	65	1953

鱒ヶ沢町公共施設等総合管理計画

改訂版

策定 平成 28 年 12 月

改訂 令和 4 年 3 月

編集・発行 鱒ヶ沢町 建設管財課

〒038-2792 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸 321 番地

電話番号 0173-72-2111 (代表)
